

○議事日程

令和5年12月5日（火） 午前9時00分開議

日程第 1・会議録署名議員の指名

日程第 2・一般質問（6人、6項目）

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

1番	清水友紀	2番	吉田敏郎
3番	石田史行	4番	井上慎司
5番	武井正広	6番	星野洋一
7番	今西景子	8番	寺野圭一郎
9番	佐々木昇	10番	山下純夫
11番	前田せつよ	12番	山本研一

○説明のため出席した者

町	長	山神裕	副	町	長	石井護
教	育	長	井上義文	参	事（兼）	田中栄之
参	事（兼）	中戸川進二	参	事（兼）	小玉直樹	
参	務	課	長	防	災	安
財	務	課	長	高	橋	清
税	務	課	長	山	口	哲
参	事（兼）	小宮好徳	こ	ど	も	政
子	育	て	健	康	課	長
都	市	計	画	課	長	柏
産	業	振	興	課	長	熊
参	事（兼）	岩本浩二	生	涯	学	習
学	校	教	育	課	長	高
会	計	管	理	者	石	井
						直
						樹

○議会事務局

事 務 局 長 遠 藤 直 紀 書

記 佐 藤 久 子

○議長（山本研一）

皆さんおはようございます。これより、令和5年開成町議会12月定例会議を開会いたします。

午前9時00分 開議

○議長（山本研一）

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

12月定例会議の議事日程（案）につきましては、お手元に送付のとおり、去る11月27日に開催されました議会運営委員会において決定されたものです。お手元に送付のとおりで御異議ありませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認め、12月定例会議の議事日程につきましては議事日程表のとおりと決定しました。

なお、本定例会議においてマスクの着用については、議員、町執行者側ともに御本人の判断といたします。

では、直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。開成町議会会議規則第122条の規定により、議長において、6番、星野洋一議員、7番、今西景子議員の両名を指名します。

日程第2 一般質問を行います。

質問の順序は、通告順に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（山本研一）

御異議なしと認めます。よって、一般質問は通告順に行うことに決まりました。

それでは一般質問に入りますが、質問、答弁は簡潔にお願いします。

9番、佐々木昇議員、どうぞ。

○9番（佐々木昇）

皆様、おはようございます。9番議員、佐々木昇でございます。

本日は、通告に従いまして1つの項目について質問させていただきます。スポーツ振興で元気な町を。

2011年8月に施行されたスポーツ基本法において、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であるとされ、スポーツ権が確立されました。また、スポーツは青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造等、多面にわたる役割を担うとされ、役割についても明確化されました。それによって自治体は、さらなるスポーツの推進が求められました。

本町も、これまで様々なスポーツ推進事業に取り組み、一定の成果を上げてきま

したが、スポーツ基本法が施行されて12年が経過して今、スポーツを取り巻く環境は、人口減少や高齢化、ライフスタイルの変化、コロナウイルス感染症による影響などにより変化しつつあります。また、今年は多くのスポーツ競技で国際大会等が行われ、人々のスポーツへの関心が一層高まったと感じております。

このような状況から今後のスポーツ行政の果たすべき役割は一層重要になると考え、誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができる施策が必要と考え、以下の項目について町の考えを伺います。1、各団体との連携とサポートは、2、スポーツ環境の整備は、3、新たな取組の考えは、4、スポーツ推進計画の策定を。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

第五次開成町総合計画のスポーツの推進の施策は、スポーツ活動の推進として誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるようにするため、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進しますと掲げています。また、スポーツ活動の環境整備として、誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ健康で豊かな生活を送ることができるようにするため、スポーツ活動を広げる環境づくりを推進しますと掲げています。この2点が本町のスポーツ振興の基本的な方針となっています。

主な取組としては、町民がスポーツに親しむことができるよう関係団体への支援と連携したスポーツ教室やスポーツイベントの開催、ニュースポーツの普及を図っています。また、学校体育施設の開放を進め地域のスポーツ活動の拠点として有効活用することや、開成水辺スポーツ公園の指定管理者との連携を強化し施設設備の充実を図っています。年齢も性別も障害の有無も運動の苦手な人も問わず、誰もがそれぞれの趣向、レベルに合わせて楽しめるスポーツ事業を展開することが重要と考えております。

1つ目の各団体との連携とサポートはについて、お答えします。

町は、総合型スポーツクラブ、町スポーツ推進委員、町スポーツ協会、少年少女スポーツ団体、町パークゴルフ協会などに、各種教室・大会の開催運営や町主催のスポーツイベント等の御協力をいただいています。支援としては、町スポーツ協会、少年少女スポーツ団体、町パークゴルフ協会に活動や運営を助成するため補助金を交付しています。また、関東大会以上の大会に出場する場合は、スポーツ団体大会出場経費補助金を交付しています。水辺スポーツ公園の指定管理者には、パークゴルフ大会、あじさいカップ、スポ・レクフェスティバルの開催や、小学校の総合的学習の時間の対応等の御協力をいただいています。

2つ目のスポーツ環境の整備はについて、お答えします。

施設面では、開成小学校、開成南小学校、文命中学校、水辺スポーツ公園、酒匂

川サイクリングコースがあります。そこにはグラウンド、体育館、プール、歩行、サイクリングコース等があり、施設の量的にはかなり充実していると認識しております。

水辺スポーツ公園利用者による満足度調査では、全体的な満足度についてと公園の各スポーツ施設についてなどの7問の設問について、90%以上の方から「とても満足」、「満足」というよい評価をいただいています。課題としては、特に昨今の異常気象、異常高温により、スポーツ活動時の暑さ対策が挙げられます。そこで、まず文命中学校の体育館への空調設備導入を検討しています。また、利用者のサービス向上という観点から、学校施設の一般開放の予約方法や鍵の受渡し方法の改善を研究しています。

3つ目の新たな取組の考えはについて、お答えします。

人口増加が著しい本町にあっては、スポーツに親しむ人口も増加させていきたいと考えています。スポーツ基本法ではスポーツの定義を心身の健全な発達、健康及び体力の保持・増進、精神的な充足感の獲得、自立心その他の精神の涵養等のために個人または集団で行われる運動競技、その他の身体活動としており、歴史散策といったものもウォーキングの1つとしてスポーツに含まれています。

スポーツは多様な楽しみ方があり、生涯にわたり健康で活力のある豊かな生活を送るためにも、年齢も性別も障害の有無も運動の苦手な人も問わず、また、競技志向に限らず健康志向、遊び志向などの志向レベルに合わせて、誰もが楽しめるスポーツ事業を展開することが重要と考えています。誰もが日常的にスポーツやちょこっと運動に親しみ、楽しめる生涯スポーツ事業を展開したいと考えています。

10月には株式会社湘南ベルマーレフットサルクラブとスポーツ振興に関すること、開成水辺スポーツ公園の利用促進に関すること等を連携事項に盛り込み、包括連携協定を締結しました。包括連携協定は、自治体と民間企業が協力し合うことで地域住民の暮らしを豊かにするというメリットがあります。今後、スポーツ事業の提供が一層できるように進めたいと考えています。

4つ目のスポーツ推進計画の策定をについて、お答えします。

スポーツ基本法第10条では、都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めることとされています。スポーツ推進計画は、未来のスポーツの望ましい在り方を描き、実現するための目標及び方針を定めることで総合的な推進を図ろうとしています。

本町では、第五次開成町総合計画後期基本計画や教育における個別計画である第五次開成町教育振興基本計画の基本方針政策にのっとり、具体的なスポーツ振興の取組を進めています。町のスポーツ推進計画の策定に当たっては、計画の策定等に関わる負担軽減に関する提案があったことを踏まえ、国からの通知、地方スポーツ推進計画の策定等に関わる事務負担の軽減では、必ずしも単独の町のスポーツ推進計画である必要はなく、総合計画等においてスポーツ行政を位置づけることや複数

の地方公共団体で共同策定などの対応策が盛り込まれました。今後、スポーツ推進計画については、単独の計画を策定するのか、総合計画等においてスポーツ行政を位置づけるのかなど、次期総合計画の策定に併せて検討を進めます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。まず、今、庁舎の入り口の横にも横断幕、垂れ幕が掲げてありますけれども、鈴木選手がパワーリフティングの世界大会で銅メダルを獲得したということで、誠におめでとうございます。こういった朗報、町をととても明るくして活気を与えてくれると思っております。改めてスポーツのすばらしさを実感したところでございます。鈴木選手のさらなる活躍を願っております。

それでは、再質問に入らせていただきますけれども、少しいろいろなところに関係しているところがございますので、細項目、こういう順番に行かないところがございますけれども、できるだけ整理して質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、地域総合型スポーツの関係でお伺いいたします。この地域総合型スポーツは、スポーツを推進していく上で非常に重要な役割を担っていると思っておりますけれども、現在、活動の予定を見させていただきますと、ヨガ、陸上、テニス、こういったところを主に取り組んでいるようですけれども、現在どのような考え方、方針で取り組んでられるのか、この辺、分かっているようでしたらお聞かせいただきたいと思っております。

また、今後、町としてさらに期待するようなところがあれば併せてお聞かせください。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

ただいまの議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、開成町総合型地域スポーツクラブにつきましては、26年度から活動しております。クラブの目的といたしましては、健康で文化的な地域社会を構築することを目指して、地域住民のコミュニティーとなるためのスポーツ及び文化活動を支援することを目的として活動しております。総合型というところになりますと、3つの多様性を包含していることを指しております。1つ目は種目の多様性、2つ目は世代や年齢の多様性、そして3つ目は技術レベルの多様性となっております。

現段階での取組といたしましては、議員おっしゃったとおり4つの種目、4年度であればヨガ、あと4種目のオンライン教室、走り方教室、ソフトテニス教室となっております。以前はもう少し種目が多かったということもございますが、コロナの影響がありまして今、種目が減っているというところであります。ただ、対面の

教室の参加人数は減っているものの、4つのオンライン教室の参加人数というものは約860名いられるということで、参加人数はオンラインのほうがすごく多くなっているところでもあります。今後、コロナが明けて今年1年目となりますので、町といたしましては、さらなる種目の増加というところを望んでおります。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。私も始まり当初から比べるとちょっと種目が減ったというのが気になっていたんですけども、コロナの影響で。これからまた種目も増やすというようなお考えがあるということで理解いたしました。

それで、地域総合型スポーツの関係ですけども、今後、部活動の地域移行、こちらが始まってくると思いますけれども、地域総合型スポーツが主体で取組に向けて進められていくと思いますけれども、この辺、現在の進捗と今後の流れについて説明をよろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それでは、部活動の地域移行の現在の進捗ということでお答えをさせていただきたいと思います。

令和5年度に開成町部活動地域移行準備委員会を設置してございます。こちらにつきましましては、円滑な地域移行の実施、また、全ての生徒が将来にわたって持続的にスポーツ・文化に親しむことができる環境づくり等を目的といたしまして、委員13名で構成をしているものでございます。今年度の動きといたしまして、8月に設置をいたしまして10月、既に2回の会議を開催しております。3回目、年明けに開催を予定しておりますが、先ほど総合型スポーツクラブのお話が出ましたけれども、総合型スポーツクラブにこの辺りの内容の調整等を委託させていただきまして、協力団体、企業との調整ですとか指導者の確保等を現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

地域移行が順調に進んでいるということで理解いたしました。地域移行がよい形でスタートできるように、今後もよりよい取組を進めていっていただきたいと思います。

それで、ちょっと部活の関係が出ましたので。私と同僚議員も以前から長年切望しております文命中学校のグラウンド整備改修、こちら、ぜひ改めて文命中学校の

グラウンドの整備改修をお願いしたいと思っておりますけれども、テニスコートの改修も含めて現在の町の考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それでは、お答えをいたします。

文命中学校のグラウンドとテニスコートの改修整備ということでございますが、現在、計画の上では、そのような予定は持ってございません。ただ、先ほども答弁の中で出ていましたが、部活動の地域移行に際して体育館の空調整備ということを進めていくということ、まずはきちんとやっていきたいと思っておりますし、また、これから部活だけでないのですが、そこにとられるわけではないのですが、様々な環境の変化とともにニーズ等も発生してくると思われまますので、生徒また体育に関わる方、皆様の御意見を幅広く聞きながら、文命中学校ありきではなくて、スポーツ推進に関する施設整備ということはトータルで計画等に載せていければと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

分かりました。そういうところは今後検討されるということなので、また、その時期が来ましたら質問させていただきたいと考えております。

それでは、学校施設の関係でサービス向上という観点から。先ほどの答弁で学校施設の一般開放の予約方法や鍵の受渡し方法、こちらの改善を研究していると思いましたが、もう少しこの辺、詳細な説明をよろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

学校施設の一般開放の予約方法の改善というところでありますが、現在、デジタル化の推進として学校施設のオンライン予約の研究を進めているところであります。現状、予約申請につきましては直接、町民センターの窓口で行い、使用日当日は鍵の受け取りに来庁していただいております。使用する学校施設に、その後に行っていただいているという状況であります。そこを電子の申請、スマートフォン、あとはパソコンなどで電子申請で予約、承認というシステムができるような研究を進めているところであります。

それに併せまして、さらに鍵の貸し借りにつきましても、町民センターの受渡しが必要になるようなスマートロック等のシステムの導入も併せて研究をしているところであります。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

私も以前、文命中学校グラウンドのナイター設備とかを利用させていただいたとき、そうですね、やっぱり鍵の受渡し、預かりに行って、また返しに行くとか、そういったことがちょっと大変かなと思っていましたので、この辺、ぜひ利用を改めていく取組を進めていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、スポーツ推進委員さんの関係で質問させていただきます。こちらは、スポーツを推進していく上でこちらも重要な役割になっていると思っておりますけれども、現在、あじさい講座など様々な活動を行っていただいていると思っておりますけれども、この辺の状況ですね、また、あじさい講座などの利用状況も含めて御説明をよろしくお願いします。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

スポーツ推進委員というところではありますが、現在、開成町のスポーツ推進委員は規則にのっとり12名以内という、任期は2年ということで定められております。ですが、現在は9名で来年の3月までの任期となっております。

今年度の活動状況、予定も含めると、まずスポーツ推進委員会が5回、自主事業といたしましては、ポッチャ体験会が2回、ニュースポーツフェスタが今後予定されております。体力・運動能力調査が実施済みとなっております。山北との連携事業として、親子カヌー教室がございます。こちらは雨天のため中止となりました。さらに、イベントの協力ということで、町事業の協力といたしましてはスポ・レクでモルックの体験を実施いたしました。今後、町内一周駅伝、あとは、あじさい講座が今、円中の自治会で1回行われているところであります。今後、商工会のほうも予定をいたしております。

次に、スポーツ促進のための組織の育成といたしましては、県のスポーツ推進委員の連合会の理事会、あとは西湘ブロックの研修会、あしがら上地区スポーツ推進委員の連合会などを実施してスポーツ推進委員の研修をしているところであります。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。スポーツ推進委員さん、現在でもかなりいろいろな活動をされているということで理解しましたけれども、スポーツ基本法が施行されてからスポーツ推進委員さんに新たに連絡調整等の職務というものが加わったと思いま

すけれども、それでまた、より一層、役割、こちらが重要になってきたと思いますけれども、その辺についての取組と町のサポート体制、この辺をお聞かせください。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

現在、スポーツ推進委員につきましては、実技の指導、あとはスポーツに関する指導・助言だけではなく、議員おっしゃられたとおり連絡調整という重要な任務が加わっております。地域のスポーツ振興のコーディネーターとして大きな役割を担うこととなりました。その点について町の支援ということではありますが、町のスポーツ推進委員の会議の事務局を担っております。その中で、今年度実施したもの、また来年度の計画立案のときの協力等を町ではしております。さらに、先ほどお伝えしました研修会の開催などでスポーツ推進委員の研修をしているところであります。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

スポーツ推進委員さんの活動、非常に多岐にわたっておりますし、非常にその中で重要な役割になっておりますので、町としてもしっかりとサポートしていただきたいと思いますというふうをお願いいたします。

続いて、先ほど答弁でございましたけれども、スポーツ団体の関東大会以上の大会出場に対しましてスポーツ団体大会出場経費補助金、こちらを交付しているということでしたけれども、私、以前、こういった補助金に対しまして、物価上昇などの社会情勢等を見ながら金額の見直しをしていただきたいと思いますというお願いをさせていただいたと思いますけれども、この辺の検討はしていただいたのか、確認させていただきます。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

たしか今年の6月に補正予算時に出場経費の見直しということで御提案を受けたところではありますが、現在の進み具合というところ、進捗状況というところではありますが、物価の上昇等を踏まえて少し金額を増額で調整している段階であります。こちらの内容については、一応、来年の4月1日から施行ということで実施の予定となっております。

それに加えて、もう1つ、開成町ではトップアスリート大会出場奨励金交付という事業もございます。そちらにつきましても併せて増額の予定をして、現在検討している段階であります。こちらの施行日につきましても、来年の4月1日と考

えております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

見直しを前向きに検討していただいているということで、ありがとうございます。今後も、こういったもの、時代に即した対応をぜひ行っていただきたいと思います。

続きまして、障害者スポーツの件でちょっとお聞かせください。以前に比べますと障害者の方たちのスポーツ、こちらを楽しむ場が増えたとも感じておりますけれども、現状の取組についてお聞かせください。

○議長（山本研一）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、障害者に関することですので、私からお答えをさせていただきます。

障害者のスポーツにつきましては、町ではそういったスポーツ団体はございませんが、神奈川県の方で神奈川県障がい者スポーツ協会というのがございます。そちらの方で障害者のスポーツの普及啓発ですとか競技団体等の育成支援などを行っている状況でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。そうですね。私も今、様々なところで障害者スポーツの取組、本町も行っておりますけれども、そういうところで行事的なところで行われているところが多いかなと感じておりました。そういった中で、こういった方がもっと手軽に、常設といいますか、そういったところでスポーツに携わることができないのかなと思っておるんですけども、この辺の実際に障害者の方たちのそういったニーズとか、そういったものを把握されているのか。

また、今、本町にはない、神奈川県を通してというか、神奈川県を含めた中で団体さん等の関係を言われていましたけれども、その辺の調整される団体さんというものが本町に考えられないのか、その辺、お聞かせください。

○議長（山本研一）

福祉介護課長。

○福祉介護課長（奥津亮一）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、障害者の方からのそういったニーズ等の把握についてですけれども、町では特段そういったところのニーズ把握は行っておりません。というのが、やはり大

会を仮にですけど町で開くとなりますと、何の種目ですとか、そういったところが変わってくることもありますので、その辺りは今後考えていかななくてはいけないかなという部分でもあるのかなと認識をしているところです。

また、先ほどの神奈川県スポーツ大会というのがございますけれども、そちらでは、種目としましてはボーリングですとか陸上競技、水泳といった様々な競技がございます。そちらに、町としましては、そういったスポーツ大会があるということを知らせていただくとともに、参加をされる方がきちんと参加できるような、そういった周知については、こちらで行っているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

こういった方たちがもっとスポーツに気軽に携われるような場、そういった場づくりをもっと増やしていけるような体制づくり、こういったものも今後考えていただきたいと思います。

続きまして、水辺スポーツ公園、こちらの関係で質問させていただきます。こちらは本町で唯一のスポーツ公園ということでございますけれども、スポーツ振興にとって非常に重要な場所だと考えております。また、来年開園30年を迎えるということで、これからも多くの方に利用していただくことが期待されますけれども、そこで何点かお伺いしますけれども、まず、以前にもお聞きしましたけれども野球場の関係でお伺いします。

これは内野で土と芝の境目、この段差の解消、こちらはプレー中のけが、こういった懸念もありますので、そちらの対応を考えていただきたい。そして、グラウンドへの散水、こちらの対応もちょっと要望があるんですけれども、こちらはスポーツ協会さんからも町にお話があるのかもしれませんが、改めまして、この辺の対応についてお伺いします。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

まず、芝と土の段差というところで6月の議会ของときにも御質問があったと思いますが、その後に指定管理者と調整をいたしまして、なるべく芝の刈り込みを土との段差がないようにということで意見を伝えさせていただきましたので、今は少し改善が図られているのではないかと考えております。

次に、砂ぼこりで水まきの件ですけれど、こちらにつきましては、やはり区域が河川法の区域であるということで、水まき方法が数多くあるわけではなく、今の段階ですと水まきというところしか案がない状況であります。指定管理とやはり調整を今後いたしまして、何か水まき方法も便利な方法がないかというところで今後対

応を図っていくような検討をしたいと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

実は私、先日ちょっと見に行かせてもらったんですけども、確かに芝生が刈られて段差が小さくなっていた感じを受けました。この辺、また今後、ぜひ、スポーツ協会さんなんかともぜひ協議していただいて対応していただきたいと思います。

続きまして、野球場とソフトボール場利用者がちょっと少ないということで、何か対策、これも必要かなと思いますけれども、やはりパークゴルフ場とサッカー場との環境の差、こういったものもあるのですけれども、そういった中で使用料、こちらの見直しなんかも考えていってもいいのかなと思いますけれども、この辺りの利用者増に向けた対策への考え、何かございましたらお聞かせください。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

昨今の暑さというところで、やはり利用が少なくなっているのではないかなと思っ
ているところであります。水辺スポーツ公園全体につきまして、利用者数は減と
いうところであります。唯一伸びているところ、予約が取れないというところは、
サッカー場というところになっております。ですので、気候との関係も踏まえなが
ら、利用増の何か対策がないかというところで今後検討できたらと思っております。

次に、利用料金の件ですが、利用料金につきましては、サッカー場につきましては、
近隣のサッカー場を見ますと開成町が低額だというところが明らかかなところが
分かります。今後、7年度から指定管理者が更新ということになりますので、その
前段階で利用料金の改定を検討したいと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。この辺り、利用料、そういったことも含めながら、利用
者増に向けた取組、ぜひ行っていただきたいと思いますというふうにお願ひいたします。

続きまして、遊具の関係でお聞かせください。管理棟の横の公園、こちらは子ど
もたちの利用も多く、楽しそうに遊んでいる光景が見られるのですけれども、そん
な中で、私が感じたところで安全基準、これを満たしているのかなというような遊
具も見受けられるのですけれども、この辺、すみません、確実なことではないので
すけれども。それと、また老朽化といった状況の遊具も見られるのですけれども、

この辺の対応について何か検討されているのか、お聞かせください。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

水辺スポーツ公園の遊具広場にある遊具につきましては、年に1回、法定で点検が義務づけられているところでもあります。今年度につきましても点検を実施済みというところではありますが、やはり利用には問題はないが修繕したほうが良いというランクのものが多くありましたため検討いたしまして、即修理が必要なもの、次年度の予算に要求できるものというところの選別をいたしまして、今後修繕または撤去も踏まえて対応したいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

分かりました。こちらは子どもたちに非常に人気な場所でございますので、子どもたちが、より安全に楽しく遊べるような環境づくりをよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて管理棟の関係ですけれども、こちらは先ほど言ひました開園して30年を迎えるということで、当然、建物の老朽化、こちらも進んでいると思ひます。話によると雨漏りというようなことが起きているという話も聞いておりますけれども、この辺りの対応を考えていく必要があるのかなと思ひますけれども、この辺の管理棟の改修などは計画的に考えられているのか、お聞かせください。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

管理棟の改修というところではありますが、現時点では考えていないところであります。水辺スポーツ公園の指定管理者と調整いたしまして、昨年度からトイレの改修等、その前にはエアコンの改修等したところであります。今、議員がおっしゃられた雨漏りなのですけれども、跡が残っているというところで、ここ一、二年、雨が漏れたというところ、漏水したというところが見られていないので、跡だけというところになりますので、少し様子を現段階では見たいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

分かりました。この辺も指定管理者さんと十分に協議していただきながら、大事

にならないように計画的に進めていただきたいと思います。

それで、今度、来年で30年を迎えるわけですがけれども、来年、何か30周年のイベント的なもの、そういったものを考えられているのか、お伺いいたします。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

現時点でまだ計画というところではありますが、30周年事業といたしましては水辺スポーツ公園内において何かの事業と一緒に開催する、例えば、スポ・レクに30周年と名前をつけて開催するとか、あとはパークゴルフ大会とかサッカー大会とか、そういったものを今後検討したいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

分かりました。せっかく30年という節目の年なので、1人でも多くの方が足を運んでくれるような、そんな取組をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、水辺スポーツ公園の足柄大橋、下流、下のほうへ行きますと足柄大橋がありますけれども、下流側に県の土地があると思うんですけれども、この辺の土地の利用を神奈川県さんと話をさせていただいて活用できるようにならないかと考えているんですけれども、その辺について町の考えをお聞かせください。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

足柄大橋の件ですけれども、非公式には県とも話はしています。そして、我々町といたしましては次年度以降、有効活用の検討をしていく予定です。何らかのスポーツができるような空間をつかっていきたいと考えております。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

分かりました。今、話が進められているということで、その辺を期待して待っていたと思ひますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

それと、それで施設の関係で1点確認させていただきたいと思ひますけれども、先ほど答弁でハード面では施設の量的にはかなり充実しているとありました。これは、開成町教育振興基本計画の中に現状と課題というところで、スポーツ人口の増加を踏まえスポーツ施設の確保が課題になっていますとうたっていますけれども、この辺、教育振興基本計画、令和元年度から令和6年度、この期間で来年度までの期間となっておりますけれども、この辺、計画の取組の成果が出たのか、ちょっと

早いんですけれども、この辺の評価がございましたらお伺いしたいと思います。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えします。

まだ計画年度内でありますので、客観的な評価等は行っていないところですが、各団体が週最低1回ずつは施設を使用して何らかの練習等ができておりますので、一応、最低限以上の施設提供ができていないかと思っております。特に、町内の体育館3つとも近隣から比べれば相当面積の広い体育館を建設していただいておりますので、そういう部分でもかなり充足感が高いかな。ただ、上を見たら切りがなくなりますので、現段階では週1は確保できていると思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

確かに、今、教育長が言われたとおり、人によってこの辺の感じ方というのは違いますので、町として今の考え方を確認させていただきました。

続きまして、新たな取組の関係で質問させていただきますけれども、スポーツ基本法が2011年に施行されたわけですけれども、この基本法では、スポーツは、「するスポーツ」のほかに「見るスポーツ」、「支えるスポーツ」、こちらが含まれるようになりましたけれども、私、ここも非常に重要になったと考えておりました。これまで運動が苦手だった人たち、こういう方たちがスポーツ行政に携わりづらかったようなところがございましたけれども、スポーツ基本法が施行されてから全ての人がスポーツに携わりやすくなったということで、ぜひ本町でも支える、見るスポーツへの取組、こちらを積極的に行っていただきたいと考えておるんですけれども、答弁で誰もが楽しめるスポーツ事業の展開ということがございましたけれども、この辺も含めて考えをお聞かせください。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

スポーツ計画につきましては、3つの視点、「する、見る、支える」というところが重要な内容となっております。

開成町に合わせてみますと、「する」ということであればスポ・レク、あとはスポーツ協会の大会、あとボッチャなどの体験教室などが上げられます。「見る」につきましては、湘南ベルマーレのホームタウンになっておりますので、その関係で観戦チケットの即売とかがあります。あとは、水辺スポーツ公園を散策したときにスポーツ観戦が気軽にできるというところもあります。「支える」につきましては、

スポ・レクのスタッフの協力、あとは少年少女スポーツ団体の保護者などがございます。その辺で、開成町は非常に「する、見る、支える」については充実してできているのではないかなというところを思うところであります。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

分かりました。ぜひ、こちらの関係、今後も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それと、また、スポーツ行政としてスポーツ地方創生まちづくりということもございますけれども、この辺の観点から町はどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（山本研一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高橋靖恵）

ただいま佐々木議員の直前の質問でホームタウンでのチケットの販売ということで申し上げましたが、そちらについてはチケットのプレゼントの訂正ということでよろしく願いいたします。

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

スポーツ行政として地域と経済の活性という観点というところであると思いますが、まず、開成町の町民から見たスポーツということでありますと、町民がスポーツに日常的に楽しむということで、例えば、ジムのような企業とか、あとはスポーツ協会とかスポーツ推進の地域団体とかスポーツの楽しさを実感できるようなサービス等を提供し、地域や経済が活性化していくのではないかと考えております。

次に、町内外を取り込んだ視点ということであれば、先ほど申し上げた湘南ベルマーレフットサルクラブとの包括連携協定とも関連するところではありますが、例えばヘルスツーリズムとかスポーツツーリズムとか、そういったものがあるのではないかなと考えております。水辺スポーツ公園で運動して、その後、例えば瀬戸屋敷に行き、かまどの御飯を食べて弥一芋を食べてとか、そういったところで町内外のスポーツ振興につながるのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

分かりました。こちらもスポーツ行政として積極的に進めていただきたいしたいと思います。

続きまして、スポーツ推進計画の関係ですけれども、答弁にございました推進計画の策定に当たって国から通知が出されたということで、必ずしも単独の町のスポーツ推進計画である必要はなく、総合計画等においてスポーツ行政を位置づけるこ

とや複数の地方公共団体で共同策定など、その対応策が盛り込まれたということで、本町では次期総合計画の策定に併せて検討を進めるということで、この辺、私も異論ございませんけれども。

私、なぜ、この質問をさせていただいたかといいますと、この基本法が施行されてからスポーツの定義が非常に広義、広がったということと、また、横断的な連携も行政、町民、各団体、また民間企業さんなど広く重要になったと感じておりまして、そんな中で、答弁にもありましたけれども、基本法では都道府県及び市町村の教育委員会はスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものがございます。また、スポーツ推進計画は未来のスポーツの望ましい在り方を描き、実現のための目標及び方針を定めることで総合的な推進を図ろうとしているとございます。

ここで地方の実情に即したスポーツ、また未来のスポーツの望ましい在り方、この辺が非常に大事だと思っておるのですけれども、現在、本町の取組ですと、この辺がちょっと分かりづらいなということを感じておりまして。これからこの辺りを検討されるに当たって、この辺をぜひ分かりやすくしていただいて、計画的に継続的なスポーツ行政に取り組んでいただきたいと思いますけれども、町のお考えをお伺いします。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えをします。

私としても、スポーツに皆さん親しんでいただきたい、これに尽きる。そのための計画をどうしていこうか、総合計画に載せたほうが、より深く、あるいは近道なのか、基本計画をつくったほうが、それこそ多くの町民の方にインパクトがあるのかなどなど、考えながら勘案しながら今、検討している最中です。私の基本としては、もう、ぜひ町民の皆さんにクロストレーニングの発想で、多様な動き、多様なおしゃべり、多様な人間付き合い、多様な地域との交流などなどが積極的に行われて健康の維持・増進ができればいいなと思っているところで、研究の最中ということで御勘弁いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（山本研一）

9番、佐々木議員。

○9番（佐々木昇）

ありがとうございます。

今回、スポーツ振興ということで質問させていただきました。スポーツ基本法が施行されてから既に10年以上が経過しておりまして、国の推進計画も第3期目となっております。その中で、内容も新たな取組へと常に進展しております。スポーツ行政は全ての人々が携われて、町の発展にも寄与する大事な施策だと考えており

ますので、本町も開成町らしいスポーツ施策に積極的に取り組んでいただくことを期待いたしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山本研一）

これで佐々木議員の一般質問を終了といたします。

続いて、10番、山下純夫議員、どうぞ。

○10番（山下純夫）

おはようございます。通告に基づいて1項目、質問をいたします。

令和3年度の市町村財政比較分析表によれば、本町の人口1,000人当たりの職員数は6.20人であり、これは類似団体の平均である9.23人に対して3人も少ない状況です。同分析表のコメント欄には、町域が狭い利点を生かし、限られた職員数で効率的な行政運営に当たってきたと記されています。しかし、本町にはこれから駅前通り線周辺地区土地区画整理事業という大きな事業が控えており、これは担当の職員にも相当負担のかかる難事業だと思われれます。

また、町長が視察をして評価されており我々議会も10月に視察をいたしました岩手県紫波町のオガールプロジェクトは、開発に当たってパブリックプライベートパートナーシップ、PPPと言われるエージェント方式を採用しましたが、このPPPの発祥の地であるアメリカでは、エージェント採用の理由として行政に求めない民間のスピード感、それからにぎわいを創出する力のほか、結果を出すために専門職を雇用することが必要だからとされており。

そうした観点から、現在の、そして今後の開成町役場の人員体制について、以下の点を問います。1、現状の役場職員の人的課題をトップマネジメントとして、また町民目線から、どう把握されているか、2、今後の人材確保・育成に関する具体的な考えは。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

山下議員の御質問にお答えいたします。

私は本年4月に町長に就任してからこれまでの間、庁舎内に勤務する一般職全職員と面談を実施し、職員お一人お一人の町への思いや考え方などの把握に努めてきました。また、所属別に予算に関するヒアリングなどを行い、本町の行政運営の状況把握にも努めてきました。このような経緯を踏まえ、大型事業の推進や新規事業等の着手など私が進めていきたい事業に必要なと考える体制の整備は既に段階的に行っており、現在の体制に大きな課題はないと受け止めております。

また、組織体制については、私が考えるよりよいまちづくりの実現に向けて、今後も必要に応じて整備していきたいと考えております。

それでは、順次御質問にお答えいたします。

まず、1点目の御質問、現状の役場職員の人的課題をトップマネジメントとして、

また町民目線から、どう把握しているかについてお答えいたします。

総務省が実施、公表しております市町村財政比較分析における類似団体比較とは、全国の市区町村を対象に人口と産業構造の2つの要素を基準として類似団体をグループ分けし、団体ごとの行財政運営の状況を比較したものです。この比較分析において、本町は類似団体と比較して職員数が少ないという結果となっております。しかしながら、面積が小さいことから出先機関がないという行政運営上の特徴があることや、民間事業者等の活用をはじめとする業務の効率化が図られていることなどを勘案すれば、現在の職員数に関して格別の課題はないと捉えております。

本年夏に行った職員面談においては、職員お一人お一人が責任を持って真摯に業務に取り組んでいる姿勢を感じました。現在、さらに業務効率を高めるため、職員に対し定型的な業務を中心に業務マニュアルの作成を指示しております。これによって、人事異動などがあった場合でも、より速やかに業務が遂行できるようになると期待しております。

また、これまで以上に電子化などを進めることで業務に要する時間短縮などを図り、業務の効率化と生産性の向上を推し進めてまいります。

さらに、部署によって異なりますが、各課それぞれの繁忙期においては、職員がお互いに助け合いながらチームワークで乗り越えていく習慣や雰囲気づくりを進めており、今後もさらに推進していきたいと考えております。

次に、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業の推進体制について御説明いたします。当事業に関しては、当面の間、移転補償に関する業務が中心となります。専門性が求められる業務ですが、十分な経験を有する町職員が少ないのが現実であります。しかしながら、職員交流制度を活用し、令和4年度から経験の豊富な神奈川県職員を配置し中心的な役割を担っていただくと同時に、その経験とノウハウを若手職員に伝授していただくよう努めておるところであります。

また、本年10月には人員も増やし、都市計画と一体的な推進を図るべく新たに都市計画課を設置しました。このように大事業、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業の推進に当たり、万全な体制を整備したと認識しております。

次に、2点目の御質問、今後の人材確保・育成に関する具体的な考えは、についてお答えいたします。

人材確保を含む行財政運営に当たっては、最少の経費で最大の成果を生み出していくことが極めて重要と考えております。そのため、職員が職務を遂行する中で経験を積み知識を身につけていただくと同時に、マネジメントサイドとして職員の能力を最大限に発揮できる環境を整え、必要かつ有効な研修を計画に沿って受講していただいております。

また、能動的に行動できる職員を育成するため業務に関係する資格取得を支援するとともに、今後の業務の関わりの中で、それぞれがどのような経験を積み、どのようなスキルを身につけるのかといったキャリアパス意識を醸成するための取組も開始しました。私が考える政策を実現するためにも職員の皆さんが生き生きと前向

きに働ける環境を整備することが不可欠であり、そのために必要な手段を今後も講じてまいります。

エージェント型公民連携についてですが、私も3度視察し、一部の職員も研修の一環として訪れた岩手県紫波町のまちづくりにおいて、エージェント型公民連携の方式が採用されました。ただ、これはあくまで公民連携の1事例にすぎず、開成町においても、結果的にその方式を採用する可能性はあるものの、現時点ではその方式に決めているわけでも目指しているわけでもありません。しかしながら、今後のまちづくりにおいては民間企業のノウハウ、経験、資本を最大限活用することが極めて重要であるとの考えに揺らぎはなく、本町にふさわしい公民連携の形を引き続き調査研究していきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

10番、山下です。

一定の答弁をいただきましたので、再質問いたします。

まず、町長お話しの中で、職員の皆さんのことをお一人お一人とか、何をしていたかと言われておりました。昨今、ニュースで首長のパワハラみたいなことが言われておりますので、直接内容には関係ありませんけれども、いい傾向だなと思って、ちょっとほっとしながら聞いておりました。

また、類似団体についても、実はちょっと説明がいるかなと思っていたのですが、あらまし説明いただきましてありがとうございます。傍聴されている方、それから動画配信を見ていらっしゃる方のために少し説明しますと、町長からお話しいただいたようなことで分類されて、開成町は人口が1万5,000から2万人の間、そして二次産業、三次産業に従事する方が80%以上、かつ第三次産業の就労者が60%以上というところで4の2というところにカテゴライズされていますけれども、県内ではお隣、大井町のみが同じカテゴリーに入っております。

そういう中で比較して、職員数が少ないのだけれども支所がないとか、そういった特徴もあって大きな課題はない。それから、大型事業の推進にしても現在の体制で課題はないという御答弁でした。また、組織体制についても必要に応じて整備を行っていくということでしたが、町民目線で見た場合には少し課題があるかのようには思います。そこで、再質問をしながら、個々の状況を確認しながら、行政の考えと、それから町民の皆さんから寄せられる声とのギャップを少し埋めていきたいと思っております。

まず、課題の認識について。課題の認識についての1番目なんですけれども、先ほどの答弁で繁忙期はお互いにフォローしながらチームワークで乗り越えていく習慣や雰囲気づくりを進めていくとありましたが、進めていくところが、まさに現状、まだ十分ではないかなという認識も、もしかしたらあるのかなと思ってお

りますが、町民目線で見ただけの場合、ここの部分が一番欠落しているというような気がしております。

具体的な事例を申し上げますと、役場の窓口、これは電話も含むんですけども、要件があつて問合せをする、一通り、こんな要件なので担当課をとということで取り次いでもらうんですけども、行った先でそのことが全く伝わってなくて、もう一回同じ説明をしないといけないというようなことがあります。結局、そこで直接関わっている担当者がいない場合に、詳細が分からないので担当が戻ったら電話させますというようなことが多々あるという声が寄せられており、私も実際、たまたま議会の帰りにちょっとした講座の詳細を確認したくて寄ったところ、担当がいないので後ほど電話させますという話でした。実は、結果としてはスマホでその場でホームページを見れば分かる程度の話だったのでですけども、ちょっと共有されていないかなとか。

あと、町内には公園ですとか公衆トイレの清掃等をボランティアでやっていただいている個人、団体さん、たくさんいらっしゃいますけれども、何かのことがあつてそういうところの問合せをしたときに、ずっと話を聞いてもらうんだけど、事象が異なると「ああ、それは担当課が違います」と、ほかに回されるというんです。これ、担当が分かっているのは仕方がないと思うんですが、私の経験上、民間であれば、そこに関係部署を呼んで、事象は担当が分かれています、やっぱり町民の皆さんにとって1つの公園なり、そういう場所のことですから、一緒に共有してもらっているほうがいいんじゃないかなと思うんですね。

課題を担当が違っても1つのものというくくりで共有する、こうした課題共有の文化がないんじゃないかと実は感じております。この原因を考えたところ、もしかしたら各人の業務が手いっぱい、隣でやっている同僚の業務について関心を持つ余裕がないんじゃないかなと思うんですね。実際に住民対応の評判のいい自治体を、例えば、この近隣でいうと秦野市ですとか明石市とかを見てみますと、類似団体比較の平均値とほぼほぼ同等の数値に職員の数があるということなので、開成町においては少し人員拡充の必要があるのではないかと思います、この辺り、どうお考えでしょうか。見解をお聞かせください。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、いろいろ御指摘いただきました。情報の共有とか伝達方法等、対応に、いろいろと御不満等を抱かれてしまった事例があつたとしましたらば、まずはおわびいたします。そこは当然ながら町民目線、町民の皆さんの目線で改善をしていくように努めてまいります。

御指摘いただいた人員の数に起因するんじゃないかというところに関しては、原因等は様々あると考えますし、あとは繁忙期、季節的な要因等もあるのかもしれないんですけども、繁忙期にはお互い助け合っていこうという文化、雰囲気は、こ

れからも引き続き醸成していきたいと考えておりますが、数値については、これは1つ技術的なのというか、テクニカルな面もあろうかと。

一部答弁でも触れましたけれども、具体的には、例えば、消防とかを広域で連携するとか、ごみ収集であるとか、その他もろもろ、その町、市が独自でやっているか否かによって、この数字が場合によっては大きく変わってくることもあります。よって、単純値と呼ばれる数値を比較しただけではなかなか実態はつかみ切れないという、そもそもそういう数値だと思いますし、ゆえに修正値というものがあるんですけれども。ですので、我々からしますと、主観的に、自分たちが働いておって人数的に足りておるかということとは常に各課、あとは全体を通して検証しながら人員確保等に努めておるところであります。

実際、お辞めになる方もいらっしゃる中で、4月1日採用のみならず、年を通してよりよい人材を確保しようという動きにも努めておりますし、転職というものが非常に以前よりは一般化といたしましうか、市場が流動的になっておるということも踏まえまして、そのような取組は適宜行っておるところですけれども、表面的な数字がそのまま開成町の人員不足感というふうな認識は今を持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

今、単純値ではなくて修正値もあるよということで、直接その数値が表す不足感を持ち合わせていないという御答弁でしたが、これはネットでたたくと出てくるんですけれども、開成町職員定員管理計画というものがあって、そこには現在の町の職員の状況と、それから考察等も含めて書かれておるところですが、この中で3ページの下段のところに、まさに町長が今、言われましたように、類似団体との比較で単純値で52人。私もさすがに52人足りないとは思っていないですが、修正値で20人不足とも書いてあります。今、答弁の中で、修正値というものもあるのでということでおっしゃいました。ここにこう書いてあるのは、単なる分析として書かれたものか、もしくは、20人がそのまま目標値ということではありませんけれども、やっぱり修正値でもそのぐらいは不足しているということで、少し人員を採りたいという目標も含めた意味合いで書かれたものなのか、その辺り、御回答いただけますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

定員適正化計画の中での数値の捉え方ということでございますが、こちらにつきましては実態として、こういう実態があるということをつえたものでございます。

ただし、こういう実態を踏まえながら、本町としても業務の効率化として事務事業の見直しですとか民間委託等の推進、それからDXの推進等々を進めながら、町民の視点に立った良質なサービスを提供していくというこの前提の中で、この計画を策定しているといったことで御理解いただければと思います

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

ありがとうございます。数値的に見ればそういう部分もあるけれども、現状は様々工夫をしながらコスト削減しつつ、効果が出るように運営をされていると理解をいたしました。

次に、町長の答弁の中でもかなり詳しくは答えていただいたんですけども、大型事業、具体的には駅前通り線の事業なんですけれども、こちらが最初の説明でも相当な難事業ではないかという認識で質問いたしました。この駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計というのを見ますと、公有財産の購入費、これは平たく言うと用地買収の費用だと思うんですけども、令和4年度が予算比に対して執行率が78.27%、それから前年、令和3年度になりますと、予算は1億4,123万1,000円組んであるのですが、執行された金額がゼロということになっております。

令和3年度、まだコロナの状況も厳しかったので、土地の所有者との接触を控えられた部分もあるのかなと思うのですが、2年間の予算に対する進捗を見ると、どうしても数字だけ見ると57.18%、6割弱しか達成率がないことになります。元の予算をどういう組み方をしてあるかによっても、達成率がどのぐらいでよしとするのかということもあると思うんですけど、やはりホームページで見れるような町民の皆さんがアクセスできる数字から見ると、あまり進捗していないように見えるというのも確かで、我々が10月の末から先月までかけて議会報告会をやった中でも、その点についての質問が多く出ました。

この事業名を正確に把握すると分かるはずなのですが、町民の皆さんにとってはパスが2種類出ました。以前にも同僚議員から、どちらですかという質問が出たりもしましたし、それから、これは町長の発信が届いているということのあかしでもあると思うんですが、どうも図書館を含んだ複合施設みたいなことが刷り込まれていて、この事業のゴールが、そういったものができあがった町並みができたとところという認識をされている町民の皆さんも決して少なくないように感じております。

ということで、改めて伺うのですけれども、この、事業名を言ってしまうと分かるのですが、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業の行政としてのゴールと現在の進捗の度合い、そして改めて事業推進の現体制を簡潔にお答え願えればと思います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まず、私のほうからは当時のイメージ図というのですか、パースというのでしょうか、これについて、イメージ図についてなのですけれども、私としては、これはあくまで当時の描かれたイメージでありまして、時間も経過しておりますし、人口動態等々も常に変化しておる、社会情勢も変化しておると言ってしまうべきがないのですけれども、そういう意味で、ゼロベースではないのですけれども、改めてこれから、先ほどのPPPエージェント方式等をどのように取り組むかということも含めまして、これからまた改めて町民の皆さんの声も伺いながら絵を描いていきたいと考えております。

進捗状況等につきましては、担当課長からお答えさせていただければと思います。

○議長（山本研一）

都市計画課長。

○都市計画課長（柏木克紀）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

令和3年度につきましては、アンケート調査を皆様にさせていただきました。そのアンケートに基づきまして、事業のほうは、売却をしたい、人に貸したいとか、いろいろな御意見があったと思いますけれども、売却したいという方につきましては売却の計画を立てて、お話し合いをさせていただいたところでございます。

どうしても皆様の大切なお土地でございますので、そう簡単に全てが進むわけではありません。しっかりと土地の調査や補償の金額、そして測量等を行った上で地権者さんと交渉を重ねていった結果が、どうしてもその年度の中でお金を、代金をお支払いすることが時間的にかなわなかったというところで、令和3年度の支出につきましてはゼロ円になっておったというところでございます。ただし、令和3年度に頂きました予算につきましては繰越しをさせていただいて、その金額をもって令和4年度に対応させていただいたところもでございます。

そして、予算につきましては、当初のアンケートを実施させていただいた方々で売りたいという御希望を第1段階で出された方の面積等を勘案して、金額等は定めさせていただいておりますので、最終的にその方たちが全員売却に整えば、当然その金額100%になるかと思っておりますけれども、なかなかいろいろな方、いろいろな状況を踏まえて時間とともにいろいろな考え方がありますので、全てが100%その金額を使って購入していくというところはないかなと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問の中で現体制についての御質問も含まれていたと思いますので、現在の体制について私から御説明をさせていただきます。

現在、当該区画整理事業の担当課は都市計画課になってございます。都市計画課

では、課長が1名、それから区画整理班として先ほど町長答弁で申し上げた県の交流職員も含めて4名、それから都市計画班として2名、計6名、課長も含めて7名の体制で行ってございます。

業務の内容として人事担当部署として把握してございます事項といたしましては、担当の区画整理班が中心にやってございますが、担当部署の仕事としては、うまく委託業務を使いながら、1件1件の補償業務を職員が直接査定するわけではなくて、民間業者等も使いながら、それを全体的に管理する、それから地権者とのお話し合いを行うというのが職員の主な役割と認識してございますので、そういったことも踏まえて、現行ではこの人数で充足していると捉えてございます

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

体制についてもお答えいただいてありがとうございます。やはり個々の交渉、いろいろ神経をすり減らす部分もあると思いますが、そこら辺は、また総務課としてもその配置された方々に対する配慮等々をお願いできればと思いますが、後半に同僚議員が同様の質問を控えておりますので、そちらの細かい点についてはそちらに譲りたいと思います。

もう一度確認したいんですけども、令和4年度の予算というのは、その年度内の進捗の目標値ということではなくて、全体的な目標の最終値の金額の目標に近いという認識でよろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

すみません。山下議員の御質問にお答えしたいと思います。

進捗状況と言ってもいいのかなと思いますけれども、御案内のとおり先行買収していかなくてはいけないところであって、例えば、インフラを整備するとかということであれば事業量は把握しやすいのですけれども、どういうことかということ、具体的な名前等は言えませんが、買収費とかが例えば1名の方であっても売りたいという場合で、土地代と補償費で億を超えとかという方も複数おられます。ですから、話がまとまれば、その分、表現はちょっとあれですけど、かなり大量のとか支出。予定をしていた予算は使い切るといいう言い方は変ですけども、進捗度合いは上がる。

ただ、やはり交渉事ですからなかなかまとまらないと、ただ、年度でやめるわけにいかないのが当然継続していくと。3年度の場合については、まさにそれが顕著に出た形であって、繰越しをしたと。今の御質問にあるとおり、我々の会計システムでいけば、一番望ましいのは、その単年度で処理をしていくというのが一番望ましいのですが、区画整理等の場合になると時間がかかるという形があります。

ただ、3年度当時の部分からすれば、おっしゃられるとおり用地交渉等の人員と

というのが1班しか組めなかったので、1人の方に手間がかかるという言い方はちょっと表現があれですが、かかりつきになると、ほかは、これも表現するとおろそかになるというか。2班とか3班とか組めれば別ですけども。そういう状況があったので、進捗具合とすればペースは遅かったという形です。

ただ、ここに来て、ほぼほぼ8割方、買収も終わりに近づいてきていますので、おっしゃられるとおり体制も整えましたので、進捗状況はスピードアップしていきたいと、いけるのかなと思ってございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

ただいま副町長から8割方というような、比較的、分かりやすい数値での達成率も御回答いただきました。ありがとうございます。こういうようなことが町民の皆さんにも周知されると、何となく、どうなっているんだという不安の声も減っていくのではないかと考えております。

続きまして、今度は2つ目の今後の人材確保・育成に関するところで、やはりこれも少し事例と、それから現状の課題を確認しながら進めさせていただきたいと考えております。

まず、先ほど定員管理について、数的なものについては実際にネットをたたくと出てくる資料もありますので、そちらも含めて御回答いただいたのですが、定員管理計画の1ページの2行目に複雑化・高度化する行政課題に対応できる人材の確保という一文がございます。何事も量だけではなくて質という部分もありますので、質というところがちょっと趣が異なるかと思うのですが、複雑化・高度化する課題に対応するために町として今後どのような人材を求めていくのか。これは育成するにしても採用するにしてもですけども、具体的に、少しこんな経験値を持つ人とか、こんなふうな人ということでイメージできるような形で御答弁願えればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

町では、人材育成基本方針という人材育成の方針を定めた計画を持ってございます。こちらに掲げている求められる職員像というのが5点ございます。1点目が町民の視点に立ち良質なサービスを提供できる職員、2点目が仕事の目的を考え挑戦と改革を続ける職員、3点目が人とのつながりを大切にし町民に親しまれる職員、4点目が複雑化・高度化する行政課題を的確に解決できる職員、5点目が高い倫理感と責任感を持ち公平・公正で誠実な職員ということで、大きく5つ、職員像として掲げてございます。

こちらについても随時、社会情勢を見定めながら、職員像自体も方針として改定

していく必要が今後あるんだろうなと思っておりますが、一言で申し上げますと、町民のために目的を考え主体的に行動できるような職員を育成していくといったところが求められている職員と考えてございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

明確な御回答ありがとうございます。先ほど5つ挙げていただいたのは、どちらかという仕事に向かう心構えですとか基本姿勢、行動規範、そういったくくりのできる項目だったかと思うんですけども、公務員として、そして役場の職員ということであれば、もちろんそうした方が働いていただくというのは必要なことだと思うんですけど、複雑化・高度化する行政課題に対応するということで、私は少し別の切り口で人材が必要なのではないかなと感じている部分があります。

これも少し事例を挙げて説明をしたいと思いますが、先日もテレビに出たようにすけれども瀬戸屋敷、来年の2月2日までの予定で、かやぶき屋根のふき替え工事が行われております。これは20年に一度の工事だと伺っているのですけれども、これについて「広報かいせい」ではどう周知されているかというのと、11月号の14ページのA4の6分の1ぐらいの大きさの記事で、日本の伝統工法を身近で体験してみてくださいというようなことが出ていました。今度は町のホームページを見ますと、茅をたたく音やほこりが出る作業があって御不便をおかけしますというような表記があります。

これ、広報紙は町外の方が目にすることもあるかもしれないけど、基本的には町民向けですよ。町のホームページは世界中どこからでもアクセスできるということを考えると、記載の内容は逆ではないかなと。外向きのものに対して、やはり伝統工芸を身近で体験に来てください、そして、むしろ観光資源として積極的にアピールして、何なら見学ツアーを組むとか、そういったことも考えられるような内容ではないかなとちょっと思いました。

それから、もう1つ同じような事例で、10月21日に行われました町民フェスタ、かいせい町民フェスタですけど、私も来ました。外に自動車ディーラー、電気自動車の展示がありましたね。それから、町民プラザに入って左側に住宅メーカーのブースが並んでいました。

何となく、それぞれ、こういう時代だから、よくスポ・レクなんかでも日産の電気自動車リーフから電力供給していますなんていうことをやられていて、ZEB庁舎ということもあってゼロ・エミッションのところをアピールされているんだと思うんですけど、これ、もう一步、実は踏み込んで、2階にあった足柄の歴史再発見クラブを下ろしてきて、そこで過去の水害ですとか、そういったこの近辺の災害の歴史のプレゼンをしていただいて、災害に強い住宅と、いざ被災したときも電気自動車だと電力の供給がその間、停電していてもできますよというようなゾーニングにしていただければ、もっとアピールできたものもあるのではないかと考えてい

ます。

特に、電気自動車は、CO₂だけでいくと、日本の電気自動車の場合、主に火力で作っているので、ウェル・トゥ・ホイールというところで見たとときに、果たしてCO₂の削減になっているのかというところは非常に疑問だと言われているところですので、そこ1点で押すよりは、やはり防災。CO₂というのは大事なことで分かっていても直接生活に反映してきませんが、防災というところであれば、富士山の噴火で溶岩が流れてくるとかというところの検討も数年前に変わったこともあるので、そういうふうなゾーニングというものをもう少し考えていただきたいかった。

長く百貨店に入っている化粧品メーカーで仕事をしていましたけど、リニューアルのたびに百貨店はブランドをどう配置するかゾーニングに物すごく頭を絞るのです。これがやはり知恵の使いどころ、力の百貨店としての見せどころで、それによってお客さんの買い回りが変わるので売上げにも響いてきます。ということを考えると、町長が掲げていらっしゃる稼げる自治体ということを考えたときに、やはりマーケティング的な視点に長けた人材というも今後必要なのではないかと思います

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

今、山下議員のほうで広報誌の事例、それから町民フェスタのゾーニングの事例、御指摘いただきましたが、御質問の観点といたしましては、そういった専門性の高い分野においては職員が必要ではないかということだと思います。職員採用の観点という意味でお答えをさせていただきますと、ただいま御意見として出たことにつきましても、職員の育成という観点では専門的な知識を得るような機会を今後も充実させていく必要があるのかなと考えております。

ただ、直ちにそういった職員を採用すれば事態が解決するかということですか、職員を採用するような環境に至っているかというところは、少し慎重に考えなければいけないかなと思います。必要なのは、直ちにできることとして、そういった様々な意見を多くの町民の皆さんですとか、そういった専門的な知識をお持ちの方から吸い上げていく、それで町の目的を達成するために適正な方法を選択していくということが当面できることとして重要なことかなと考えてございます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

ありがとうございます。専門人材という点に関してなんですけれども、例えばデジタルとか、あとは建築土木であるとか、ある程度想定される業務、そこにおいてスキルであったり、経験を直接即戦力として生かしたい、生かしてほしいというふ

うな人材の採用は、もちろん継続して行っております。あと、保健師さんであるとかいろいろな資格をお持ちの方等の採用も専門人材として採用しておるところであります。

しかしながら、例えば今、例に挙げていただいたマーケティングとなりますと、これはまた相当な専門性といいたししょうか、御経験であったり、場合によってはセンスが求められるような職種であると思いますので、町役場として、そのような方を求めて採用活動を行うということは現実的には考えにくいのかなと思います。

ただ、これぞまさに町民の皆さんの力であるとか民間の方々との連携の意義が発揮できる分野でもあろうかとも思いますので、最少のコストで最大の成果を上げるためにも、そういった人材をできる限りコストをかけないところでお力を貸していただけるような、そういった連携も今後考えていきたいなと思います。

以上です。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

そういう能力というか、そういう切り口の必要性は認めつつも、内製化するというか、内側に今すぐ抱えることはないという方向性なのかなと捉えましたが、先ほど御答弁いただいた中で、総務課長から御答弁いただいた中で様々意見を吸い上げるというお話もありました。これが町民からの意見の吸い上げというところにも少し関わってくるのではないかなと思いますので、その点についても少し確認をしていきたいと思います。

先ほど来、申し上げている複雑化・高度化する行政課題ということですが、特に開成町の場合は人口増、社会増、移住も結構多いので、そうしますと、以前住んでいたところから、ある程度の期待値を持って開成町に越してこられるということもかなりあると思うんですが。

一例を申し上げますと、8年前に小田原市から移住をしてこられた60代の女性の方です。この方が、ほかにも同じような声を聞いているんですけど、きちんとしたエビデンスとして今1人、事例を挙げましたけれども、開成町は行政が人口の増加にあぐらをかいているのではないかと。高齢者福祉がなっていないということを言われました。

私自身、高齢者と生活していますけれども、あまりほかからのケアを要するような状態ではないということと、私自身、移住してきていますけど、以前は高齢者と一緒に住んでいないので、ほかとの比較ができません。正直、担当の方が、行政関係でも担当の方に来ていただいて、にこやかに話をしていただけると、もうそれで十分満足しちゃうんですね。ところが、やはりいろいろ比較をされていて、その方は特に行政に入って福祉関係の仕事を長年してきたとおっしゃっていましたが、近隣の自治体は人口減から物すごく危機感が強いので、福祉関係も、もっと手厚いですよということで、本当に最後の引っ越しも検討しているということまで言

われました。

私自身は、さっき申し上げたような状態だったので、物すごくショックを受けましたけれども、ずっとここしか知らない人と、そういう比較ができるよそから来られた人との意識の差は大きいと思うんですね。ここでやはり、例えば、また民間の話で申し訳ありませんが、カスタマーリレーションマネジメントみたいな考えに基づく情報の収集と発信が必要ではないかと思えます。

誤解を招かないように言っておきますけど、私、決して自治体間のサービス競争みたいなことをあおる気はないのです。今、よく給食費は無償化がトレンドになっていますけど、減免世帯の比率が少なく割と家庭の収入も豊かな開成町としては、全体にかかるような給食費の無償化とするよりは、困っているところにピンポイントで支援して、そこから支払っていただくほうが適切だと思っていますので、そういうのをあおるつもりはないのですけれども、やはり町民のニーズ、いろいろ多様化してきていると思います。

そこで、いろいろな情報も流れていますので、サービスの陳腐化というのも非常に加速していますから、自治体が常に移住していただける方をつかみながら、つなぎ留めておくとかということのためには、潜在的なものも含めたその時々の方々のニーズを酌み取って、それをやっていくことが全てできるとは思いませんけれども、ちゃんとこういうことがあるのは把握しているんで、今こんな段階ですとか、こういうことを考えていますというような情報発信も必要ではないかと思っていますので、現状そういったことは町として十分できているとお考えでしょうか。御見解をお聞かせください。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

それでは、私から御回答をさせていただきたいと思えます。

御質問のずばり回答になるかどうかはちょっと難しいところなのですが、先ほどからの議員のお話で、私的には非常に共感ができるというか、共感ができるという言い方もあれですけれども、全くそのとおりだなという感じがいたします。

これは1つ、私も6月にお認めいただいて、この職を拝命しているわけなのですが、最初に課長会議等で皆さんにお願いしたことは、課長さんたちに、2つあって、1つは科学してくれと。仕事に対して。実行するときは戦略的に行ってほしいと。

これは、科学するということはどういうことかということ、私もこの行政、長かったのですが、大体、自治体がやる業務の9割方というのは、大体1,700幾つある自治体の中で同じようなことをやっていて、昔から継続している業務が多くて、はっきり言って、ある程度収れんされているものが多いのですが、ただ、科学するとはどういうことかということ、私なりの表現ですが、その業務の担当になったときに、収れんされているものでも1回全部ばらばらに分解して、自分でもう一回組立てをしてみる。自分で組立てをしていく中で、「あれ」と思うようなことも絶対に

あるだろうと。あるいは、もっとこういうふうにしたほうがいいよね。1つ、それだけではないのですが、そういう形で科学をして、実行するときには戦略的に行う。

先ほどからの御質問の例えば課題の共有ですとか、そういった部分も、そういう科学の部分が足りないのかなど。先に言えば、そのことが今現在、数か月たって浸透しているというところは、私自身、自信もあまりないのですが、これからの課題としてはあるとは思っていますが、浸透させていかななくてはいけないなどというのがあるのですけれども、そういった部分があるのと、戦略的にという部分も、先ほど電気自動車のお話をされたのですが、そこもまさに戦略性ということからいえば、おっしゃられるとおりがなと。

そういったことを少しずつ私的には積み重ねていって、いわゆる転入をされてきた方、ということは昔ながらの開成町の風土というか風というか、そういうところとは違うところから来る方なので、そういった方も満足していただけるような、そういった自治体にしていかなければという形の中で職員のほうも育ててほしいなど考えていますので、その辺でよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

今おっしゃられた科学は、ケミカルではなくてサイエンスですよ。そういったことで、きちんとしたエビデンスに基づいた事業という、事業展開ということだと理解をいたしました。

あと、やはり転入されてきた方の満足していただけるような自治体というお話もあったのですけれども、逆に、昔から住んでいらっしゃる方の満足も当然追求していただく必要はあるかと思うのですけれども、その辺の科学するということと併せて伺いたいと思います。

開成町町民意識調査報告書というのがあります。これは、我々は詳細をもらいましたけれども、それでいろいろなアンケートを取られているのですけれども、農業振興についても聞かれております。そこで、「満足」と「やや満足」を合わせた満足派が20.5%、一方で「やや不満」と「不満である」を合わせた不満足派は9.6%と、くくられています。満足派の方が倍いるよというふうに見えるんですけど、これはアンケートの対象が全体Nイコール1,186なのですけれども、ここに聞いたデータを記載されているんですね。ただ、本当に農業振興についての満足度を確認するとき、全体の数値の結果だけをもって判断できるものでしょうか。この辺、どうお考えですか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

今の山下議員の御質問は、町民意識調査の結果、サンプル数というか、1,186人で、それで農業振興に関して満足が20.5%で不満足が9.6%で、まず、

それ以外はどういうお答え、選択肢があったのかが分からないんですけど、その中間にあるという理解であるかと思えますけど、よく統計学とかという分野でいえば、サンプル数が一定数あれば、それは町というか世の中というか、縮図を表すというふうにも言われていることを踏まえれば、この1, 186というのは十分なサンプル数であるとは思いますが、質問の内容の個別性とか聞き方とか、それによって、この数字をいかに解釈するかというのには、また、そこにはいろいろな議論があるとは思います。

とりあえず、以上です。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それでは、ただいま開成町町民意識調査の御質問でございましたので、こちらの調査を実施しました企画政策課からお答えをしたいと思います。

ただいまの御質問は、設問の中で現在の開成町についてお尋ねしますという項目が20ございました。その中の1つとして農業の振興ということで、水田を中心とした優良な農地の保全や農業経営の活性化などということで、あくまでも母体としては全町民が対象でございますので、いわゆる政策として開成町が行ってきたことについて、どう思うのかという御質問でございます。したがって、営農者そのものの満足度というものと、まずイコールでないということが1点目。

そのような調査については、恐らく、農業振興の観点から農業委員さん等を中心として日頃から皆様の御意見は頂戴していると思えますので、少し、ただいまの質問の答えになるかどうか分かりませんが、この調査は調査として、政策の幾つかあるうちの20あるうちの1つの結果であると御理解いただきたいと思えます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

まさに、その辺りのところですが、1, 186、縮図になっているとは思いますが、これを地域別で見ると、農振地域といわれる岡野、金井島の方々、両方合わせても6.4%なんですね。1, 186に対して。また、農林業、どんな職業に従事しているかも調べてあるのですけれども、これは農林業に従事されている方1.3%。ここを分母100として見たときのものも、やはりデータとしては欲しかったなというところ。でないと、このアンケート調査をもって客観的に、それを第三者が、じゃあ、こう書いてあるから農業政策がちゃんとできているんだとか、そういう判断をする材料には至らないかなと思っております。

ですので、こういうところも併せて分析をするべきではないかなと思っておりますが、全体としては理解はしておりますけれども、どうでしょう。今後は、こういうきちんとしたクロス集計も載せていただけないでしょうか。

○議長（山本研一）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

農家の方の農業振興の満足度というところで、産業振興課でお答えさせていただきます。

産業振興課につきましては、農家の方、営農されている方についての意識調査というところでは行っております。ただ、それは農業振興に満足なのかとかいうものではなく、今後、営農をどうしていくかという中で、北部の農業振興地域の方、また市街化に農地を持っている方の方たちにアンケート調査をしております。

これにつきましては、今後、農業として自分たちでやっていくのか、また、農業を行っていく中での課題というところ、また、課題の中で後継者というところの必要性をどう考えておられるのかとか、そういう細々したアンケート調査を取っております。農家の方につきましては、7割方が今後も農業をやっていききたいということで確認を取っております。問題点としては今後の後継者という形で、基本的には親子でやっていきたいというお答えもありますので、それぞれ個々に施策の中でアンケートというところでは実施しております。

以上です。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

補足をさせていただきますが、そういった部分につきまして、先ほどの御質問があられたとおり、情報発信という部分に対して、これは十分かどうかという問いをいただいたとすれば、十分ですとは言えないのかなという部分は感じております。この辺も、先ほどのホームページですとか、そういった媒体等、いろいろ考えながら、できるだけ情報発信していきたいと考えてございます。

○議長（山本研一）

10番、山下議員。

○10番（山下純夫）

最後に端的に、ちょっと。要は、ここでは個々の政策について問うつもりはなく、やはりそういう情報発信をされることで農業に従事していらっしゃる方が、町はこれでちゃんとやっているんだというエビデンスを町全体に発信していると思われるのはまずいですよという認識です。ですので、そういった情報収集、発信のノウハウも持った人間を、町長からもありました、今、駅前通り線については県からの職員にいろいろな技を伝授してもらっているということで、やはり有期雇用の職員を雇うという条例もありますから、そういったものを使って一時的でもそうした能力を持った職員を雇うというような検討の余地があるかどうかだけ、最後、お伺いします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

検討の余地はあります。

○議長（山本研一）

これで山下議員の一般質問を終了といたします

暫時休憩といたします。再開を11時10分とします。

午前10時57分

○議長（山本研一）

再開します。

午前11時10分

○議長（山本研一）

引き続き一般質問を行います。7番、今西景子議員どうぞ。

○7番（今西景子）

皆さん、こんにちは。7番議員、今西景子です。

通告に基づき一般質問をさせていただきます。

開成町の一時保育を問う。

開成町は子育て世代が多く移り住んでおり、生産労働人口が増加し町の力になっていることは言うまでもありません。子育て世代の移住・定住化に向け子育てしやすい開成町を目指し、子育て支援体制を整備し、ますます充実させることが求められています。

一方、一時保育を提供する保育施設としては、単発的に子どもを保育するゆえ、子どもの気持ちに寄り添うために子ども1人に対して1人の保育士が関わる場合が多く、通常よりも格段に人手と経費がかかります。そのため、開成町では一時保育の提供が困難な状況になっております。今後、安定的に一時保育を提供していくためにどのような対策を取っていくのか、町の考えを問います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

今西議員の御質問にお答えいたします。

一時保育事業は児童福祉法第6条の3第7項に位置づけられ、子ども・子育て支援法に規定される地域子ども・子育て支援事業の13事業のうちの1つとなっております。開成町においても開成町子ども・子育て支援事業計画において確保計画を立て、毎年事業評価を行っております。事業内容については、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所、幼稚園、認定こども園などで一時的に預かるもので、就労の有無にかかわらず妊娠や出産、急な用事、リフレッシュなど、理由を問わず利用できる事業です。一時保育事業を実施する事業所は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出、事業実施については厚生労働省令で定める基準を遵守する必要があります。

令和4年度の本事業は認可保育所2か所で実施し、全体では1日15名の定員で、

年間3,500人の受入体制を整えました。利用実績は、延べ利用人数が422人、延べ開所日数が464日であり、町としては本事業についての提供体制は十分に確保されていると捉えております。今年度については1日10名の定員が確保されており、延べ開所日数が236日、年間2,360人の受入体制があり、近年の利用実績から見ても特段問題なく対応できる状況にあると捉えております。

今後も一時保育の機能を安定的に提供していくために子育て世代のニーズの把握に努め、ファミリーサポート事業など、ほかの類似する事業と組み合わせながら、第三期開成町子ども・子育て支援事業計画の策定を進める中であるべき姿を検証し、必要に応じて適宜対応を検討してまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

ただいま町長から、開成町の一時保育の現状は利用実績から見ても特に問題なくできているという答弁をいただきました。再質問させていただきます。

令和4年度の受入体制は、認可保育所で2か所、年間延べ3,500人に対して実績が422人、この状況からすれば、令和5年度、今年度の受入体制は1か所で2,360人、受入れが可能ということで、万全な体制で問題なく対応できているとのことでした。確かに数字上はそうになるかもしれませんが、一部の保護者さん数名から受け入れてもらえなかったと聞いています。一時保育を利用したい保護者さんにとって、受入人数に余裕があるかどうかより、現実、御自身が一時保育を利用したいというときに受け入れてもらえるか否かが大切になってくると思います。

一時保育の受入れの対応人数が数字上こんなに余っている状況の中で、受け入れてもらえなかったという声が出ている実情があります。問題なく対応できているとのことですが、町民はそうは思っていないというミスマッチがあります。このギャップは、なぜ生じてしまっているのでしょうか。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの議員の御質問にお答えします。

供給体制と実際の預かっていただけなかったという声に対しての町の考えというところがございますけれども、令和2年から令和4年までのコロナ禍においては、保育施設の園児、お預かりしている園児、そして保育士の皆さんも多くコロナ感染したという時期もありまして、通常の保育事業を運営するということに集中するために一時保育の保育士を確保することが困難となりまして、受入人数等を制限していた時期もあります。こちらにつきましては、実施主体の施設の方から報告等もいただき、町も承知しているところでございます。

また、そのほか、施設で作成しておりますリーフレットの中に保育所の行事等でお休みさせていただくことがございますというところで事前の周知もしているところで、そのような状況もあったかなというところがございます。

一時保育につきましてですけれども、大切なお子様をお預かりするまでには、事前に養育者とお子さんで施設に出向きましてしっかりと面接をして、お子さんの生育状況、ふだん、どんな遊びをしているかとか、食事の段階がどういう状況か、どんな個性を持ったお子さんかなど、しっかりと面接、ヒアリングをさせていただいた上で、施設で安全に預かれるかどうかの判断をして事前の登録を行います。その上で事前の予約日時を確認して当日のお預かりということで、かなり綿密に登録から利用までの流れができております。この登録の段階で、もともと病気があったりとか、あと障害等がありまして療育が必要なお子さんで通常の一時預かりで安全にお子さんをお預かりすることが難しいと施設が判断した場合は、お断りする場合もあるということがございます。

利用に当たっては、利用者は費用をお支払いしてお子さんを預かってもらうんですけれども、お子さんの命と安全を守るということで利用者と保育施設との信頼関係の下、この事業が成立していることも御承知いただければと思います。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

コロナ禍の対応、保育士のコロナ感染等もありまして、一時保育、そのときは対応が難しかったというのはよく分かる実情だと思います。

一時保育に関して、面接をしっかりと行っていただき事前の予約等をしていくという流れができていくということで安心しました。ただ、病気があった場合などという話がありましたが、私が聞いているところでは、病気があったから断られたというのではなく、保育士が不足していて断られたと私のところには届いてございます。こういうふうに、数字上は表れない町民の方の生の声というのを聞くのが大切なんだなと私は思っております。子育て世代の方、大変忙しいので、私のように生活の中で会える人に声が届くのかもかもしれませんが、町民のニーズを満たしているか、町として現場の生の声に関心を持つ必要があると思います。

御答弁の中で、開成町の子ども・子育て支援事業計画で毎年事業評価を行っているとのことでした。私も事業の評価を確認しました。一時保育に関して、去年度、最高評価のA評価がついていました。しかし、私のところには複数名から受け入れてもらえなかったという声が届いていまして、一部、町民感情と離れているようにも思えます。この評価方法などを少し教えていただけたらと思います。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの今西議員の御質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画、町で立てた5年計画、毎年PDCAをやりながら、各部署、関係機関で評価をしながら、子ども・子育て会議の委員にお諮りして最終的にはホームページでアップさせていただいております。

一時保育、それぞれ事業、重点13事業、あと保育等につきましての計画につきましても、それぞれ目標とする数値あるいは回数、参加人数と、それぞれ事業によって設定させていただいておりますけれども、今回御質問の一時保育につきましても目標設定箇所、実施箇所というところで、小さい開成町では上と下2か所というところで、2か所、一時保育、一時預かりができる場所を確保していくというところの目標に沿っての評価ということで。

令和4年度までしっかりと上のほう、開成小学校区、南小学校区というところで、上と下というところで1か所ずつ。皆さんが車を持っているとは限らないので、できるだけ町民の利便性を考えた中で2か所は設置が必要ではないかということで、2か所実施できているという評価で評価とさせていただいております。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

では、今年度は2か所の目標値から1か所になったということで、評価は変わってくるのでしょうか。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。

今年度、保育士の確保が困難ということで、令和4年度まで2か所で実施できていた一時預かり、一時保育の事業を1か所休止しております。町内では1か所のみとなりますので、このまま保育士の確保が困難な状況が続きますと、今年度は1か所ということでA評価にはならないというところで、B評価以下になるというところで考えております。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

保育士不足というお話が出ましたが、保育する側の実情もありますので、全国的な流れから、動きから見ても、致し方ないこともあったのかなと思うところでございます。

先ほど保育士の確保が困難というお話がありまして、保育する側の一時保育に関して、開成町でなく近隣の市町でも保育士が不足してしまっていて、住民のニーズに十分応えられていないという状況がありまして、一時保育の枠が争奪戦になるようなこともあります。開成町の実情はどのようになっているか、お聞かせください。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの開成町の一時預かり、一時保育の状況ということでございますけれども、5年ほど前、5年ぐらい前には一時預かり、年間で800件ほど預かり状況がございました。ただ、ここ最近、公立幼稚園の3年保育や、あと、いろいろな育児休業制度等も体制が整った中では、全体の一時的預かり、一時保育のニーズについては、ここ数年、半分ぐらいに減っている状況と捉えております。

ただし、保育士不足というところにおける保育現場の声は常に聞いてございますので、しっかり町を通して県のほうに、一時預かり、一時保育事業として子育て支援法に基づいたこの事業をやりますという、現在登録をさせていただいている町の1か所の保育所につきましては、しっかりとその分を確保するというところで動いていただいておりますので。実情を確認しましたところ、1日、多くても10人枠の中の多くて4、5名というところで、マックスの10名を超えるようなことは現在ないというところで利用状況としては確認してございます。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

では、保育士不足というところで、一時保育のことについて少しお話しさせていただこうと思います。

一時保育は、その名のとおり一時的にお子さんを保育するため、当日、保護者と離れ、不安に思い、泣く子が多く、子どもの気持ちに寄り添うために通常保育よりも様々な配慮なことから、法的に定められた人数ではとても行えないのが現状です。法的に定められた人数を参考までにお話しすると、1歳児6人を1人で保育します。これ、どのぐらい大変かという、皆さん、想像してみてください。歩き始めたばかりの子が、いつ転ぶかも分からない、6人もいます。6人、思い思いに行動しています。そして、6人、6人が6人とも手助けが必要です。この状況を保育士1人で見ると。

対人数に関しては、日本全国で見直しが求められています。先日、議会にも陳情書が届いておりました。この対人数、一時保育、今、私がお話しさせていただいている一時保育では、もっと人手がかかります。保護者と離れている子どもを抱きしめてあげられる手は、腕は2本しかありません。保護者も、そのように手厚く保育してもらいたいことを望んでいると思います。こういった人手のかかる一時保育事業について、町としてどのように支援ができているのか、お聞かせください。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

本事業に対する町の補助というところでございますけれども、町といたしましては、実施施設との調整や状況の確認によりまして国及び神奈川県補助金の申請や

実績報告等を通じて財政面の支援ということで、町からの給付金、国、県の補助金を確保した上で財政面の支援をしております。

また、保育士不足というところに関しましては、保育施設からの要望がございましたらば、町のおしらせ版等、あとホームページ等、そちらで保育士の募集がかかっているというところで公募させていただくというところのお手伝いをさせていただいております。

以上です。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

先ほどお話しさせていただいたとおり、一時保育は通常の保育よりも人手がかかりますので、開成町独自に一時保育に対してもっと手厚く補助をするという考えはありますでしょうか。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの御質問に対しての町単独の追加の補助というところでございますけれども、今の段階では考えてございません。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

御説明いただいたところから納得するところもあり、また、こども誰でも通園制度という一時保育の進化形のような新しい動きもありますので、また、さらに納得するところがございます。一時保育を提供する側の苦労を代弁する意味もあり、質問させていただきました。

さて、御答弁の中で令和5年度は1か所での提供になっているとお話ございました。1か所ですと、立地、お子様がその保育所に慣れている、いないなどで、町民が一時保育を受ける保育所を選択できない状況になっています。町民のニーズが多様化する開成町の現状を考えると、2か所で15人から1か所で10人の受入体制にするのならば、皆さんが車を持っているかどうか分からないという御答弁がありました。5人ずつ2か所という計画は考えはなかったのでしょうか。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの御質問、町内2か所に分けるという考えはなかったかというところでございますけれども、それぞれの保育施設、町内の民間保育施設、法人は一緒でございますけれども、それぞれの園が独立して職員を雇用しておりますので、その辺は。そして、一時保育事業は、それぞれの保育所で手挙げをして申請をしておるも

のなので、そこを2つに分けるといふところは難しいかなと思ひますけれども、同じ法人といふところと町内、非常にコンパクトにできているといふところですが、町内の下のほうから上に行くといふところの自分の地域の近いところでお預けができるといふところの利便性も考えれば、議員の提案といふのは非常に画期的かなと思ひますので、法人のほうに少し投げかけてみたいと思ひます

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

御答弁で5人ずつ2か所で開始するといふのは難しかったといふのがよく分かりました。このように質問させていただいた意図は、ニーズの多様化により選択できることといふのが町民から求められている時代です。選択肢があれば、あらゆる場面に対応できるだけでなく、選べるといふことが満足度につながると思ひます。また、自分で選んだと責任を持つことにもつながると思ひます。

さて、開成町の一時保育、対象が1歳児からであり、0歳児の一時保育がありません。0歳児といふと、子育てしているお母さんは産後です。産後に関して、私としてはとてもうなずける表現がありまして、聞いたことがある人もいるかもしれないのですが、産後の女性は全治2か月の交通事故と同じぐらいのダメージを負っていると専門家は話しています。子どもが1歳になるまでの期間、心身ともに保護者に対して特に支援が必要です。0歳児の一時保育を求める声を聞きますが、開始は検討されていますでしょうか。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの御質問の0歳児の一時保育についての開始の検討といふところでございますけれども、現在、開成町では、今の段階では開始の検討はしていません。お産による心身の影響は非常に大きいといふところで、そこに育児の負担も加わって相当なものであるといふのは町も承知しております。ただ、実際にお声を聞いたときには、ニーズはゼロではございませんけれども、やはり産後、まだ乳飲み子を抱えてといふ状況では、誰かに助けてほしいと思ふんだけれども、子どもを誰かに委ねたいとはあまり思っていないといふことが現実でありまして。

最近、産後ケア事業、助産師、保健師等がかなり丁寧に面接をして、預けたいといふ方とか少し離れたいといふ方は、どうしてそういうことになっているのか、どういふお気持ちなのかなど、かなり丁寧に、しっかり深く入り込みながら、産後ケア事業のデイサービス、あるいは助産師との面接等につないだり産科の医療機関と調整したりといふことで。

産婦さん、1年間、そして本当に自分で動けない乳児さんに対してはかなり手厚く事業が展開され始めているといふところで、そちらの事業の紹介や、あと、同じ預かりといふところにおいて、町内にありますファミリーサポート事業といふこと

で生後3か月からの預かりをする、そちらの事業を紹介したりということで。現在はそちらを、いろいろな事業を紹介したり利用していただいたりということを考えておりますので、0歳からの一時保育は考えていない状況でございます。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

御答弁の中からニーズを確認していますと聞くことができたので、その部分に関しては安心していただいているところではございますが、0歳児という特に専門性が問われる、保育をするのに専門性が必要になってくる年齢に関して、プロの保育士が保育環境が整ったところで保育するというのも1つ、保護者さんの安心につながっていくと思いますので、今後、検討の余地が出てきたら検討していただけたらと思いつつ、私としても0歳児を持つ家庭の支援をフォローしていきたいなと思うところであります。

さて、10月終わりから11月中旬まで、議会では町内全14自治会を対象に議会報告会、意見交換会を行いまして、多くの町民の皆様のお意見や御要望を伺いました。その中で私が驚いたのは、みなみ地区住民の年齢構成、0歳から9歳までが32%、住民の3分の1もいるという現状です。このように開成町は子どもの人数が極めて多く、このことは開成町が将来にわたって大変頼もしいことであり、県西地区のそれぞれの自治体が人口減少に四苦八苦している中、大変ありがたいことだと思います。これを維持し、さらに発展させていくためには、保護者が安心して就労したり生活できる子育て環境を整備することが大変重要だと思います。

また、現代は子育て支援に関しても多様化が進み、利用者がサービスを選べる、選択できることが求められています。山神町長に伺いたいと思います。このような状況の中で一時保育、大きなくくりになると開成町の保育とか育児など子育て支援ということに関してとなるかもしれませんが、山神町長の考えをお聞かせください。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

ありがとうございます。まず、一時預かり、もしくは一時預かり事業については、一定のニーズがあるということはもちろん承知しております。

1つ調査報告書がありまして、2023年3月に公表されました三菱UFJリサーチ・アンド・コンサルティングというところが一時預かり事業の実施状況に関する調査研究報告書というのを出してございまして、例えば、そこにおいても利用されている方の内訳で特に増えているのが、1つ目が共働き世帯、もう1つ目が保護者が疲れている世帯もしくは疲れている保護者、3つ目が身近に相談する方が相手がない世帯というのがありまして、これらは昨今の世の流れからしまして確実に増えておる世帯であると思っておりますので、一時預かりのニーズ自体は潜在的にはしっかりと存在し、今後の社会情勢等によっては増える可能性があるかと認識しております。ゆ

えに、一時預かり事業を安定的に供給すること、そして選択肢があることの重要性も十分に認識しています。

話がそれてしまうかもしれないんですけども、先ほどの数字として御紹介いただいたみなみ地区の0歳から9歳までの比率等については、すみません、一言、言及させていただきたいと思います。

御案内のとおり、開成町は北部と南部と、住環境なり歴史経過も含めて非常に違う環境にあたり多様性のあるところでもあります。年少人口比率という数字がありまして、2020年国勢調査では開成町は14.8%、県内市町村別では1位と、若い町であるということは数字上言えます。ただ、繰り返しになりますけれども地域によって大きな差がありまして、数字を取ったタイミングは違うんですけども、2020年7月、去年の7月時点では、年少人口比率は、例えば、岡野地区は9.3%、金井島地区は10%、そして2番目に高い宮台で17.6%、そして一番高い南地区が34.2%ということで、要するに断トツで著しく異なる状況にあるということを改めて御認識いただいて。

要は、先ほどのお話でいきますと、町の縮図ではなく、ややもすると特殊な地域ということが言えると思いますので、もちろん町としては若いのですけれども、地域全体がこのような32%もいるような町ではないということだけ確認させていただければと思います。

そして、結論としますと、先ほども引き合いに出されましたけれども、こども誰でも通園制度というものを今、国が進めようとしております。半年から2歳のお子さんを対象に月当たりマックス10時間と。こちら辺の内容についてはいろいろ議論があると承知していますけれども、今、31の自治体でモデル事業が実施され、その検証結果を確認しながら、国もしくは県、市や町においても今後の預かり事業を含めた保育事業というものが必要に応じて見直されてくると考えています。よって、開成町においても、これらのこども誰でも通園制度等の動きもにらみながら、必要に応じて、預かり事業、一時預かりの機能の拡充を必要に応じて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

7番、今西議員。

○7番（今西景子）

全国的なニュースでも見るのですが、自治体は、一時保育に関してではないんですけど、待機児童がゼロだと公表していても、住民はそうは思っていない、潜在的な待機児童という問題がニュース等で報道されています。これと同じように、一時保育に関しても、町のトップである山神町長が潜在的なニーズがあるとしっかりと認識されていることは大変心強く、頼もしいことであると思っております。

また、サービスの選択の重要性ということについても先ほどおっしゃっておられました。そのように考えていただいていることも、また大変頼もしく思います。町

長のそのような御答弁を聞いて、前向きなお考えも聞いて、現在実施されている子育て支援事業においては、ますます、さらに向上できるように、また、新たな取組であるこども誰でも通園制度等、今、始まっておりますので、これに関しても早期に実現され、また使いやすいものになりますよう、子育て中のお父さん、お母さんと共に大いに期待して私の一般質問を終わりたいと思います

○議長（山本研一）

これで今西議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。再開を13時30分とします。

午前11時46分

○議長（山本研一）

再開します。

午後1時30分

○議長（山本研一）

引き続き一般質問を行います。

8番、寺野圭一郎議員どうぞ。

○8番（寺野圭一郎）

ちょっと喉と鼻の調子が悪いのでお聞き苦しいところがありましたら、申し訳ございません。8番議員、寺野圭一郎でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

職員の働きやすい環境づくりを問う。

平成31年4月1日から、働き方改革を推進するための関連法律の整備に関する法律、（以下、「働き方改革関連法」という。）が施行され、令和6年4月で5年となります。

働き方改革関連法とは、主に労働環境や働き方に関する改革を推進するものでございます。労働時間の短縮、ワークライフバランスの向上・柔軟な労働条件の提供などが民間の企業をはじめ多くの事業所で取り組まれております。

山神町長の就任以降、強いリーダーシップのもと、多くの職員に支えられ、行政の運営が現在までできていると考えております。職員が一丸となって、多くの困難な課題に立ち向かう姿勢は、町民の期待や安心を得るものになります。しかし、業務の状況により、職員の働き方に過度な負荷がかかっている場合もあると考えております。

令和5年9月定例会議決算審議において、何点か質疑を行いました。今回はより深い部分まで、本町職員における働きやすい環境づくりについて、以下を問います。

働き方改革関連法に基づく、主に労働環境や働き方の当町職員の現状は。

働きがいや働きやすさを感じることができる職場づくりの考えは。

業務効率を向上させるために、ICT（情報通信技術）を進める考えは。

以上よろしく願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

寺野議員の御質問にお答えいたします。

平成31年4月1日から順次施行された働き方改革関連法は、多様な働き方を選択できる社会を実現することを目的とした働き方改革を推進するため、労働時間の制限など、労働基準法をはじめとする労働環境の整備に関する法律を一括して改めた法律です。

地方公務員は、これらの法律に対し、直接的に適用を受けるものではありませんが、法改正の趣旨に基づき、改められた制度や、国家公務員との均衡の原則に基づいた労働環境の整備が求められ、本町でも適宜対応を図ってまいりました。

それでは順次御質問にお答えいたします。

まず1点目の御質問、働き方改革関連法に基づく主に労働環境や働き方の当町職員の現状は、についてお答えいたします。

国家公務員の人事行政を担う人事院では、働き方改革関連法を受け、国家公務員の時間外勤務時間について、人事院規則によって基準を設けました。

開成町をはじめ地方公共団体は、国からこの基準に基づく同等な対応を求められてきました。本町職員の令和4年度中における、時間外勤務の状況ですが、職員1人当たりの年間平均時間は114.1時間、月平均時間は9.6時間でした。このように、時間外勤務の実態としては、人事院規則の範囲内です。ただ、新型コロナウイルス対応、臨時的な給付金の支給、選挙事務など、住民に最も身近な基礎自治体においては、一時的に時間外勤務が集中することがあるというやむを得ない側面はあります。

時間外勤務は原則として、1日につき7時間45分の所定労働時間を超える労働をする必要がある場合に、所属長の業務命令によって行われるものであり、労働時間の管理は所属長が中心に行っております。さらに、職員の給与支給事務を行う総務課と、所属長の間で、月ごとの時間外勤務実績を共有することによって、勤務実態の把握と人事マネジメントを行っております。

このような管理を行う中で、時間外勤務が極端に多くなった職員に対しては、産業医との面談を実施するなど、職員の健康管理にも配慮し、良好な労働環境の維持に努めております。

次に、2点目の御質問、働きがいや働きやすさを感じることができる職場づくりの考えは、についてお答えいたします。

働きがいは、働くことの価値や誇りなどによって、職員の一人一人が感じ取るもので、それぞれの価値観に応じて異なるものと認識しております。

働きやすさは、庁舎をはじめとする施設や設備などのハードの環境に加え、ソフト面では、職員同士で活発に意見交換ができる心理的安全性を確保することが重要だと考えております。

心理的安全性を確保するため、職員に対してハラスメントをテーマとする研修を毎年繰り返し実施し、ハラスメント防止に向けた取組を進めております。

また、マネジメントやメンタルヘルスをテーマとする研修も、マネジメント層を中心に受講いただくことで、知識や技術の定着を図り、職員同士が意見交換しやすい環境づくりを進めております。

次に、3点目の御質問、業務効率を向上させるために、ICT、情報通信技術を進める考えは、についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応において、地域、組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど、様々な課題が明らかになったことから、社会全体でデジタルトランスフォーメーションを推進することが強く求められるようになりました。

このような背景から、国においては、令和3年9月に発足したデジタル庁が中心となり、マイナンバーの活用をはじめ、様々な分野でデジタル化の取組を進めております。このような動きに遅れを取らないよう、本町においても、令和3年10月に開成町DX推進計画を策定し、情報システムの整備や、マイナンバーカードの普及、行政手続のオンライン化などを順次進めてまいりました。

行政のデジタル化においては、申請手続のオンライン化など、住民の皆さんの利便性の向上という観点で進めてきた業務の入口部分のデジタル化と併せて、業務効率を向上させていくことが重要であると考えております。

今後も、ノーコードツールや、生成AIツールの導入などの先進事例を参考にしながら、先進的な取組について調査研究を進め、本町に合ったデジタル化を推進するとともに、技術の習得に向けて研修の充実を図ってまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

8番議員、寺野圭一郎です。質問に対して一定の御回答いただきましたので、順に再質問をさせていただきます。

職員の皆様には、民間企業と立ち位置が異なりますので、地方公務員法により一般的な労働基準法は一部適用対象外です。今、山神町長からも御案内ございました。

しかし、働き方の基本的な考え方につきまして同じと考えておりますので、各関連法に準じた形で質問させていただきます。

また、冒頭の質問内において、大枠での概略のみお話させていただきましたので、職員の皆様が既に働き方改革関連法については御理解されていると認識しております。傍聴いただいている方や、ウェブ上で御覧いただいている方で、よく知らない、分からないという方もいらっしゃると思いますので、改めて少しお時間いただきまして御説明させていただきたいと思っております。

働き方改革関連法は、平成31年4月から順次施行された労働基準法をはじめとする関係法律の改正による法律です。この法律は、長時間労働の抑制や、年次有給

休暇の取得促進、フレックスタイム制の拡充など、働き方改革を推進するための法律です。この法律により、時間外労働の上限規制が導入され、罰則付きの労働時間規制が行われるようになりました。また、年次有給休暇の取得が義務化され、フレックスタイム制の拡充も図られています。

この法律は、働く方々が個々の事情に応じた多様な柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革です。

厚生労働省では中小企業小規模事業者における働き方改革の実施を支援する取組を行っております。

それでは具体的に何を指すかを説明させていただきます。労働基準法、労働安全衛生法、労働時間等の設定に改善に関する特別措置法、じん肺法、雇用対策法、労働契約法、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（財務労働法）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、労働者派遣法となります。

働き方改革関連法に基づく主に労働環境や働き方の当町職員の現状は、について質問をしていきます。

町では、年間通じ、各種イベントを行っております。当然のことながら、休日、土曜、日曜、祝日にイベントが集中し、職員の皆様も設営や運営、片づけ等も行っております。準備も含めたら当日だけではなく、相当数前からの平日にも時間に追われていることは容易に想像がつかます。

イベントの時期だけではなく、予算や決算前の時期になりますと、役場庁舎内は遅くまで電気がついており、先月は21時を過ぎても照明がついてる日も多くありました。

そこで、勤務時間や休日についてお伺いします。令和4年度中における職員1人当たりの年間平均時間外勤務数は114.1時間であり、月平均では1人当たり9.6時間に当たるとの御答弁ございました。おおむね状況は理解させていただきました。職員の年間の平均及び個人別に見たときの年間や月での最長時間は把握されていると思っておりますけれども、参考までに、令和4年度中の最長時間、具体的にどこの課の誰々さんとは必要ございませんので、最長時間、分かりましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。時間外勤務の実態として、令和4年度中の最長の職員、実績がどうだったかということでございます。令和4年度中の実績で捉えますと、月単位で申しますと100時間を超えているという、具体的に132時間を超えた職員が1名いたといった状況がございます。ただし、これにつきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種に当たっていた職員でございまして、議員も御案内のことだと思っておりますが、ワクチン接種については、急遽国の動きに

対応するといった必要がございます、時期的に業務が集中したといった時期だと捉えてございます。こういった状況につきましては、所管課だけではなく、私ども総務課でも適切に把握してございまして、当該職員の健康状態ですとか、休暇取得の状況などを確認しながら必要な心身の健康管理については、しっかりと努めているといった状況でございます。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。今、単月ではありますけど132時間という時間外の時間があるということは御回答いただきました。これは山神町長は、認識していらっしゃいますか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

令和4年度の数字ということではありますけれども、今回の一般質問を受けまして、このような様々な過去のデータも含めて認識したところではあります。

以上です。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。把握してきてくれてよかったと思います。ただ、132時間というのは、結構やはり多いですので、その後またちょっと質問をさせていただきますけれども、現状各課の総務課で綿密に連携ができているという認識を承知いたしました。

続いて、例えばですけれども、前日、もうどうしても今日まで終わらせなければいけないというような業務があった場合、翌日は時差出勤やフレックス制により時間の帳尻を合わせたり、休日の勤務が伴った場合は前後に振替休日に充てて、調整を取るようなこととかは、行政の職員さんの中ではありますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。前日の勤務状況に応じて、疲労回復などを目的とした時差出勤制度などは、これに特化した制度としては設けてございません。しかしながら、時間外勤務が増えている状況や、深夜に及ぶような勤務が発生した場合などは、年次休暇や振替休暇などを状況に応じて取得するよう、所属長から促しているといった状況でございます。

また、時間外勤務の状況を踏まえて、適宜課内での応援体制の確立や、改めて事務分担を見直すといったことも所属長を中心に行われてございます。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。フレックス制は、ぜひ導入をしてあげてほしいかなというところがあります。どうしても睡眠時間のことですか、ございますので今後の検討材料でお願いしたいと思います。

例えば、月内、具体的には職員の給与計算期間内、月末かとは思いますが、調整し切れなかった分に関して、例えばどういう対応をされておりますか。働いた分、時間外を手当としてつけばいいという部分でもあるのですが、根本的に先ほどの132時間を調整するというのは、なかなか難しい時間ですので、例えば翌月であったりとかで調整する制度もあつたりするといいかと思うのですが、このような検討ございますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。その前に先ほどの私のちょっと答弁の仕方が悪かったかなと思うんですが、時差出勤制度、フレックス制度については、本町でも用意してございます。先ほど御説明したのは、前日の勤務時間を条件としたフレックスタイム制度はないということでございまして、通常のフレックスタイム制度は設けてございます。

それで今の御質問なのですが、月単位で調整し切れなかった分をどうするかといった御質問だったと思います。日々の時間外勤務及び休日勤務の実績につきましては給与事務を担当する総務課において月単位で集計をしてございます。したがって、その実績については全て翌月の給与に反映する仕組みとなっておりますので、実績については調整といった声なく、全て実績を反映しているといった状況でございます。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。業務の状況により、先ほど上長からの時間外を依頼するというお話ありましたが、職員自らあとちょっとだけ、あと10分やれば終わるんだよというようなケースもゼロではないと思うんですね。そういった場合、単刀直入に伺います。サービス残業は存在としてありますか。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

なかなかいろいろなケースがあつて、一概に難しいと思うのですが、時間外、先ほど御説明したとおり、時間外勤務命令によって、行われている時間外勤務が、想

定より予定した時間より上回るといった時間といったことはあり得ます。ただ、この場合でも、先ほど申し上げたとおり、その実績につきましては、総務課を通じ、翌日以降、所属長に伝わるといった仕組みになっておりますので、まず所属長はしっかりその実態を把握してるといった状況でございます。

先ほど申し上げたとおり、時間外勤務につきましては、所属長による時間外勤務命令が前提となっておりますので、時間外勤務によって処理すべき事由については、漏れなく時間外勤務命令を行うこと。また勤務命令なく残業することないといったものの両面が重要なのかなと考えてございます。いわゆるサービス残業が発生することのないよう、所属長によるマネジメントのもと、所属職員の勤務実績を管理しているといった状況でございます。

なお、業務以外でも職員組合ですとか、職員の互助会、それから職員間で行っている部活動ですとか、こういったいわゆる職務でない事務処理業務などの目的のために、定時後に残っていると、職員が残っているというケースもございますので、あくまで職員がいることが直ちに時間外勤務中でないということは御理解いただければなと思っています。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。続いて、令和5年9月定例会議決算審議において、私から何点か質疑を行わせていただきました。改めて伺わせていただきます。職員の健康状態を把握することはとても重要で、早期に体調や心の状態の変化をつかむことは、正常な行政運営を行うには必要不可欠と考えております。定期の健康診断やストレスチェックについては実施されており、事後措置も行っていると回答をいただいております。

健康診断について伺います。実施されているのは確認しております。法定で定められている項目のみの一般検診なのか、任意ではありますけれども、成人病や女性特有のがん検診などの特定健診の受診に対し、受診をできる環境、例えば同じ日に同じ場所で受けられるとか、そういった機会の用意はありますか。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

健康診断におきましては、労働安全規則第44条に基づく項目で実施しております。また、その結果を、産業医と協議の上、必要に応じて医療機関への受診勧奨を行っているといった実態でございます。

また、診断結果の中で、特定健診対象者のデータにつきましては、職員が加入する健康保険組合である市町村共済組合へ提供し、健康保険組合のほうで実施する特定の保健指導を受けられるといったような仕組みとなっております。

さらに35歳以上の職員とその扶養者を対象に、健康保険組合が人間ドック受診日の一部助成を行ってございまして、町としては、人間ドックの実施対象者に受診勧奨をしております。さらに希望に応じて人間ドックでは、婦人科検診、脳ドックなどの受診もできることになってございます。その費用も併せて健康保険組合から助成されるといったような仕組みになってございます。さらに人間ドックの結果による特定健診対象者も保健指導を受けられるといったような仕組みになってございます。

人間ドックは、来年度から現在35歳の助成対象となっておりませんが、20歳以上に対象が拡充するといったようなことも聞いております。健康管理の面では、さらに充実していくものと考えてございます。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。すごく安心しました。どうしてもなかなか私、友人もちょっとがんを患っておりまして、なかなか検診を定期的にしてこなかった。本人がいけないといえ、それまでなのですけれども、そういった現状がありますので、早期発見にするためにも、定期的な事後措置を引き続きお願いしたいと思います。

続いてストレスチェックについてお伺いいたします。健康診断と同様実施され、事後措置も実施しているのは確認しております。私も前職では、実施側でしたので、本人が自覚がなくても、大変な結果の出る方もいるのも承知をしております。

町としては、実施及び所見のある方の面談や、相談ができる環境を整えるまでが最低限必要となりますけれども、現在、ストレスチェックの状況により、その結果の状況により、休職ですとか、または部署の異動の本人からのお願いとか、あとは時間短縮勤務、そういったものは町で可能な範囲で何か対応しているものがあつたら教えていただきたいです。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。ストレスチェックの結果につきましては、産業医、精神科医の産業医でございまして、結果を共有してございます。必要に応じて、産業医も含めた予防を重点に置いた指導に取り組んでございます。

結果として、ストレスチェックの結果だけで職員が今お休みしているといったような状況はございません。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。ちょっと質問変えます。職員の中に衛生管理者の資格をお持ちの方いらっしゃいますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。保健師の1人を衛生管理者に選任し、先ほど申し上げた産業医、2人選任してございますが、内科医と精神科医の2人選任してございますが、衛生管理者等連携しながら、職員の健康管理に努めているといった状況でございます。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。今、1名とおっしゃいました。衛生管理者が労働安全衛生法において、常時50人以上200人までの事業場において選任が義務づけられております。会計年度任用職員も常用ではありませんけれども、常用として計算をした場合、ちょっと人数的な部分を考えると、衛生管理者が少ないように感じてしまうのですが、その辺の見解いかがでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。安全衛生管理者の人数でございますが、20人から200人の従業員につきましては1人でいいという決め事になってございます。本町の会計年度任用職員の勤務形態なのですが、パートタイム会計年度職員、パートタイムでフルタイムでないといった職員が全員でございますので、この人数の中には、対象となる人数の中にはカウントせず、常用者ということの中で1人ということで選任をしてございます。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。冒頭お話しさせていただきましたけれども、行政と民間企業は一概に同じとは言い切れません。しかし有資格者がいて、選任されているのは悪いことではないと思います。

複数以上いていけない資格ではございませんので、ぜひこういった機会に資格取得を検討してみていただいてもいいかもしれません。

次に参ります。再質問1つ目、2つ目にも関連してまいります職員数について伺いたします。今日午前中、同僚議員の質問も一部ございましたけれども、ちょっとかぶる部分は省きますので。

正規職員に加え、会計年度任用職員が相当数いらっしゃることも決算審議資料内より確認できております。個人的には、大きく4パターンに分けられると考えております。フルタイムで通年不足、フルタイムで業務多忙の時期だけ不足、短時間で

通年不足、短時間で業務多忙の時期だけ不足、大きく分けるとこの4パターンかなと思います。今述べたものは、町側の状況でありまして、応募する側の希望、例えば扶養の範囲内ですとか、を鑑みると幅広い応募要項が必要となるのかなと、総務課の御苦勞は十分に理解している状況でございます。

これも午前中にございましたけれども、これ議長に持込みの許可をいただいておりますので、お見せいたします。

開成町職員定員管理計画(第5次計画)では、令和4年4月とされておりますが、本町ホームページには令和5年7月25日でアップデートされておりますので、内容が最新情報であるということを前提に、以下質問させていただきます。

3ページ定員管理診断表による類似団体との比較では、単純値で52名不足、民間委託などの活用により職員を配置していない中部門、小部門を除くと20名の不足とあります。

7ページ、採用計画内では、令和5年度採用試験、令和6年4月1日採用予定では、1名の採用計画とされております。本計画で採用数は、定年での退職予定数からなる採用計画等を読み取れまして、定年退職以外の普通退職は計画には反映されていないように感じます。

昨今の多様な働き方や全体の質問に関連し、減る要素はあっても、増える要素が少ないため、退職率、今までの何名辺りに対して何名退職というものを退職率といいますけれども、を勘案し、採用時からもう少し数名程度の採用枠の増は必要ではないかと個人的には考えております。

計画策定時と町長も変わっておりますので、現在もしくは今後そのようなお考えはございますか。

○議長(山本研一)

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長(中戸川進二)

ただいまの御質問にお答えいたします。定員管理計画に基づく職員の採用に関する考え方ということだと思います。今、議員御指摘いただいた職員定員管理計画につきましては、本町のまちづくりを進めていく上で、様々な社会状況の変化があるといったようなことを捉えながら、全体の職員を職種別にどのように確保していくかといったことをまとめた計画となっております。

最初の計画につきましては、令和4年4月に策定した第五次計画という形になってございますが、この計画の中では、今年度から開始された定年延長制度が開始された中でもしっかりと全体の職員数を毎年採用して確保していくといったことが1つの計画の中のポイントになってございます。

御質問にありました再編計画の人数の数え方でございますが、定年が段階的に引き上げられる中で、従来どおり60歳で退職するケース、あるいは自己都合により60歳前に退職するケース、これらのケースなどについて、職種ごとにあらかじめ退職者数を予測することは現実的にはちょっと難しいといった前提の中で、計画上

の退職予定者数には定年退職者数を計上してございます。

なお、この計画において最も重視している指標は、先ほど申し上げた職員数の目標値でございまして、本町のまちづくりを進める上で、真に必要な職員数を確保することを基本としておりますので、職員採用の実情といたしましては、普通退職の状況や育児休業の状況などを踏まえながら採用試験を実施して必要な全体の職員数の確保に努めているといった状況でございます。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

丁寧にありがとうございます。同管理計画8ページ、民間委託等の推進に民間活力の活用を積極的に推進、民間委託について重点的に検討をとの記述がございまして。現段階において、具体的に外部民間への委託をするような動きやお考え、検討状況などがありましたら教えてください。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。民間委託につきましては、これまでも福祉会館、瀬戸屋敷をはじめとする指定管理制度の導入をしてきたことや、給食業務をはじめとする民間委託などを積極的に推進することで業務の効率化を図ってまいりました。

今後とも次期総合計画の内容を踏まえながら業務の効率化ということを視点に、積極的に民間委託の検討については進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。山神町長の提唱する公民連携については、新設の公共施設だけを新しくするものではなくて、現在あるものに対して連携を図るという事項もあると私は認識しております。なので、アウトソースと言ったらいいのでしょうか、今おっしゃられた指定管理者という形で、お願いできるところはお願いをするというようなことは今後進めていただければと思っております。

続いて令和5年11月、先月なのですが、ある行政の調査報告において、令和2年度から2年間の間に5名が自死や病死とのこと、職員数の削減による長時間労働が常態化し、健康管理に問題があったとされる事例が出ております。

各種御答弁をいただきましたとおり、職員の健康管理にも配慮をされ、良好な労働環境の維持に努めていると認識をしております。

現状おおむね適切に管理ができていたとの認識ではありますが、健康と安全は全てにおいて第一優先だと私は考えています。今後も現状と同等以上に職員の皆様への健康の注視や配慮を強く希望いたします。

続きまして2項目めについて再質問させていただきます。

働きがいや働きやすさを感じることができる職場づくりの考えは、についてです。働きがいや働きやすさを感じることができる職場づくりには、職員の意識を高めることがとても重要かと考えます。適正な雇用管理を行うことで、職員の働きがいや働きやすさの意識を高め、働く意欲が向上し、職場での定着率が上がり、さらには業績向上にもつながってまいります。

働きがいや働きやすさの意識を高めるには、評価や処遇、人材の育成、人間関係についての管理など適正な雇用管理の実施が効果的です。

以下は働きがいや働きやすさの意識を高めるための例をお話させていただきます。

仕事に対する従業員の維持や重要性を説明する。職員の意見を聞いたり、意見の吸い上げができたりする。本人の希望をできるだけ尊重して配置する。希望に応じてスキルや知識が身につく研修を実施する。若い職員に責任ある仕事を任せ、裁量権を与える。

働きがいは、それぞれの価値観に応じて異なると認識しております。と御答弁をいただいております。そこは私も同じ認識で、十人十色、100人100様とは言いますけれども、育った生活環境なども違いますし、個人で見た場合、少なからず感覚の差があるのは仕方のない部分かとは思っています。

個人に関して、今お話をさせていただいたとおりですけれども、組織として見た場合を少し伺います。町長就任より7か月が経過いたしました。町長の所信表明である主テーマの1つ、ALLかいせいは、町民も含めた様々な場面での意味もありますが、職員内にも意義や重要性として認識され、浸透しているのかどうか現在の状況をお聞かせください。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

ありがとうございます。就任7か月で日々、町民の皆さんの幸せのために邁進しておるところでありますけれども、引き続き手探りのところも多々あり、職員の皆さんに、ALLかいせいという理念が浸透しておるか。かつ、それが実際の日々の業務において、いろいろと反映されておるかというところは、なかなかすぐには把握もできないといいたいでしょうか、容易でないことだと思います。

しかしながら今、来年度に向けて予算査定等も行っておる中で、自分の考えは一層浸透していただく、もしくはそこに意見をどんどんぶつけ合いながら、修正すべきは修正していきたいと思っておりますし、みんな職員一同同じ方向に向かって、町民の皆さんの幸せのために働いていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

心強い御答弁ありがとうございます。職員の新しい意見を聞いたり、意見を気軽に吸い上げたりできる環境は、課内にございますかね。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。職員の意見を吸い上げるような環境があるかといった御質問だと思います。職員の意見を聞き入れる制度といたしましては、職員提案制度というものがございます。日常業務の改善点などは、職員目線で提案されまして、必要に応じて改善を図っているといった状況です。直近の一例で申しますと、各課に直接つながる直通のダイヤルインの電話につきまして、時間外、業務時間外でのダイヤルインが直につながってしまうといったような状況を改善するために、録音した音声を流すといったようなことの実施を始めましたが、これにつきましても職員提案に基づいた取組の一例になってございます。

また規模が小さな自治体の利点といたしまして上席との距離が近いことというのは1つポイントとしてあるかなと考えてます。

所属長の役割として心理的安全性を確保した上で良好なコミュニケーションを築き、職員が意見しやすい環境づくりに努めているといった状況でございます。

以上です。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。物すごくいい職場だなと今お話の中では私は感じております。

職員の自らこういった研修を受けてみたいですか、こういった資格を取得してみたいなど、そういったものをまずお話としては聞いていただけるという環境があるということは伺いましたけれども、それに対して、例えば受験料の補助ですか、研修費用の補助、町からの行政職員への補助とか、そういったものはございますか。制度と言ったらいいのでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。業務の質の向上や効率化を図ることを目的といたしまして、令和3年度から業務に関する資格取得に要する経費を助成する制度を設けて開始してございます。

直近の実績では、令和4年度では、4名の職員、8種類の資格に対して、助成をしております。

また、職員の向上心をしっかりと受け止めるために研修の受講希望の相談に日々応じてございまして、そういった希望があった場合には、しっかりと受け止めてご

ざいます。

また、今年度からの取組といたしまして、そういった向上心をしっかり支えるという観点から、各所属に研修主任というのを置いてございます。役割といたしましては、各所属内の全体の成長を促すための必要な研修の情報をしっかり皆さんで共有、みんなで共有した上で、必要な研修を受講させていく役割を担うといったような役割の上で置いておりますので、今後さらにそういった研修主任を中心に研修の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。再度ですが、とてもいい職場だと思います。

すみません。私自身の経験から少しお話させていただきます。新しいことにチャレンジや経験をすることは、どれだけすてきな職場の仲間と仕事をするより、どれだけ値段の高い有名な研修に参加するよりも絶大な効果があると考えています。若い職員の方に責任のある仕事を任せたり、裁量権を与えたことは過去ございますか。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。裁量権ということですが、組織である以上、職務権限につきましても、一定のルールの中で、それぞれの職員が役割を果たすことが基本と考えてございます。しかしながら、所属長のマネジメントの一環として、若い職員にチャレンジさせることを、さらにそれを支えることが大切と考えてございまして、そのための知識を得るための研修などの実践を通じて指導をしているといった状況でございます。

また、課を超えて、情報共有などを図るために、ワーキンググループを設置するといったケースもございます。そういった場合には、できるだけ若い職員に参画していただきながら、若い職員の意見をいただいて、どのように実現するかといったようなことも積極的に取り入れてございまして、こういった経験を通じて成功体験をしっかりとさせるということが大切な認識をしてございます。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。面白い試みとかもされていらっしゃる、ワーキンググループとか、されていらっしゃるようなので、非常に若い職員の方々も、意義のあるお仕事ができつつ、時間外の活動もできているのではなかろうかと今の御答弁から私は推察いたしました。

続きまして、ここ数か月内のお話ではありますがけれども、某有名芸能事務所において、過去のハラスメントが明るみになり、社名変更や代表者変更、また所属して

いる多くのタレントさんが退所している事実がございます。既に御存じではあると思いますがけれども、10月下旬から11月中旬にかけ、開成町議会では、全14自治会に伺い、様々な御意見をいただきました。どこの自治会、どうなったかは伏せさせていただきますけれども、御意見の中に、過去のハラスメントの事例やコンプライアンスについて御意見がありました。

開成町では該当事後、ハラスメント防止の指針を策定しております。私が考える働きやすさを感じることができる職場づくりには、ハラスメントは絶対にあってはならないことでありまして、被害者はもとより、同じ建屋内で一緒に働いている職員にも少なからずの影響があると考えます。当時の決定事項を遡り、今、どういう対処をするのかの話ではございません。私にも娘はおりますし、山神町長にも御令嬢はおります。被害者の父親の立場であったとしたら、私は現職を捨てても娘を守り抜きたいと思っています。

ないに越したことはございませんけれども、万が一にでも、今後ハラスメントの事例があった場合、どういった強い思いで対処されるか、山神町長の御意見を伺いたいです。よろしく申し上げます。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

まずハラスメントにつきましては、議員おっしゃるように、あってはならないことだと思います。

いじめ、嫌がらせ、悪意で傷つける意志等あってはならないと思います。そして昨今は、セクシャルハラスメントとか、パワーハラスメント、モラルハラスメント辺りがメジャーかと思うのですがけれども、それ以外にも様々なハラスメントと呼ばれるものが出てきていることも承知しております。

万が一起きてしまった場合の対処というところですけども、もちろん今現在そういうのが起きないように取組を行っておりますし、ないことを信じたんですけども、起きてしまった場合には、もちろんその再発をさらに防ぐということと自分自身もそれなりの責任を負う覚悟でおります。という答えに、現状はなります。

以上です。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。いただきたい御回答いただきまして、ありがとうございます。

続きまして、第3項目めの業務効率を向上させるためのICTを進める考えは、について、お尋ねをいたします。ICTとは、Information and Communication Technology、情報通信技術の略称でございます。ICTを導入するメリットですけれども、生産性の向上ですとか、多様な働

き方、例えば、遠隔でミーティングができたりとか、そういったものですね。あとは町民対応の効率化、例えば国のちょっと後ほどをお話ししますが、国の機関で、もしくは県で決めているようなシステム、そういったものを使うと、以前、6月議会でもキャッシュレス決済ということで御質問させていただきましたけれども、そういった部分でいろいろな部分で確認が早くなったりとか、手続が早くなったりとか、そういった部分の効率化もあると思います。

あと、現在の各種ICTを導入しているとは思いますが、職員向け、具体的には職員の勤怠管理ですとか、給与、保険の資格取得喪失なども同様に国や県との共有システム等を利用しているのか、それともまた独自のシステムを利用しているのか教えていただきたいです。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。町で利用している業務システムが国、県と共通なのかということの御質問だと思います。町が利用するシステムの仕組みも含んで、少しお話をさせていただければと思います。

国におきましては、国民が国内のどの自治体に住んでいても同じ行政サービスが享受できるよう、自治体の業務法令等で定めてございますが、その後に業務を担う業務システムは自治体独自で整備する必要があります。

国・県・市町村は、それぞれの役割に応じた目的を達成するために個別に業務システムを導入することが基本となっております。役割が異なる国、県と共通システムを導入することは基本的にはないといった状況でございます。

ただし、一部電子申請、電子入札システムなど、県と共通の目的のシステムについては一緒に入れているといった実績を求めます。

本県、神奈川県の特徴といたしまして平成23年度に町村情報システム共同事業組合を立ち上げまして、それまで個々の町村が個別に準備していたシステムを町村情報システムとして統一して運用しているという実態がございます。

この組合には、県内14町村が監修、加入しておりまして、システムの調達運用などを組合が一括してございまして、加盟する町村におきましては大幅な業務の効率化が図れているといった状況でございます。

御質問の町独自の部分でございますが、スケジュール管理ですとか、会議室、公用車の予約等に利用しているグループウェア、また、調査のセキュリティシステムなどによる出勤情報の管理、統合型GIS、テレワーク環境などを独自に導入しているものという部分では、このようなものになるかなと思います。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。基本は、国、県等と同様のものですよというところかと

は思います。理解はさせていただきました。

今、テレワークという言葉が出ましたので、少しテレワークについてお尋ねをいたします。職員の方々に、モバイル端末、パソコンを貸与していると聞いております。セキュリティ面や業務とプライベートの切替えがなかなか見えない部分もあるかと思いますが、現在まで何かトラブルや問題点などございますでしょうか。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。テレワーク端末導入後のトラブルということでございますが、利用の実態としていたしましては、管理職を除いた約7割が利用した実績がございまして、その間には大きなトラブル等は聞いてございません。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。トラブルなくてよかったです。

皆さんもスマートフォンかとは思いますが、某緑色のアイコンチャットツールですね。特に世界的でも有名ではございますけれども、大変便利です。これを業務使用とかで、何か連絡とか、ちょっとしちやっていると、そういった現状というのはございますか。何か個人的なアプリを自分のスマートフォンにインストールをして、それで業務の業務連絡とかをしているかというところの質問です。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

御質問、テレワーク端末にということで、お答えさせていただきます。基本的には、個人のスマートフォンにつきましては、業務には使えないような、業務番号システムで、システム上、固定した端末からしかアクセスできないような仕組みになってございますので、個人の私物で業務を実施するということはありません。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。どんな状況であっても、個人の携帯電話で電話をすることか、メールをすることか、チャットをすることか、思わしくないのが、今、御回答いただいた内容を、私は1つ安心をしたところでございます。

たくさんの世の中にはICT化ツールがございまして、ちょっと一例だけ御案内させていただきます。電子印鑑、電子契約書、勤怠管理、労務管理、職員情報のマスター取引先、顧客マスター、給与計算、明細配布、会計、名刺管理、普段お使いのウェブメールなどもその一つになります。楽をすることか、手を抜くのではなくて、限ら

れた時間の中でいかに効率よく業務をこなしていくかが、現在の少子高齢化の中で、行政として生き残っていく数ある方法の1つでもあると考えます。

最後に、某新聞、昨日の記事なんですけれども、私、ごめんなさい、勉強不足で、政府クラウドというものが認識としてございませんでした。今、先ほどからおっしゃられている国や県のシステムが、こういった形で一括でなっていくという認識を、記事の内容からは私は解釈しているんですけれども、人材不足ですとか、費用の高騰によって、25年度の末に3割が移行困難という記事が出ております。

これについて、開成町は、今、どんな感じでしょうか。いや、大丈夫ですよという回答であれば、私も安心しますし、いろいろちょっと人材的な部分、費用的な部分でちょっと厳しいかなというのがあれば、今の現状を教えてくださいませんか。

○議長（山本研一）

参事兼総務課長。

○参事兼総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。今、議員おっしゃっているのは、いわゆるガバメントクラウドというもので、国が主導して、先ほど申し上げたように本来、自治体、市町村が個別に整備するシステムが、あまりにも違い過ぎるという状況があれば、それを全国標準仕様にしていくという流れの中で国が取り組んでいる施策になってございます。

先ほど御説明しましたとおり、本町は町村情報システム組合、こちらの組合が、アプリケーションの業者の選定については一括して取りまとめてやってございますので、基本的には組合のほうが先導しながら、移行に関する業務が進められているといった状況でございます。したがって、県内の市町村におきましては、令和7年度中への移行については、計画どおりに行けば無事に完了するかと考えてございます。

○議長（山本研一）

8番、寺野議員。

○8番（寺野圭一郎）

ありがとうございます。安心しました。

各種、御回答いただいたように、職員が働きやすい環境をつくることによって、退職の抑制、前向きな意見、新たなアイデアの創造、職員間同士の連携やコミュニケーションがさらに図られることにより、少しずつかもしれませんが、提供できる町民へのサービスが広く大きくなるかと考えております。そして、開成町で働いてよかったなと思える仕組みづくり、冒頭お話をさせていただきましたが、山神町長にはさらに強いリーダーシップに今後も期待をしております。

ここまでいろいろとお話をさせていただきましたが、最後に私からもう本当一言だけ申し添えさせていただきます。

職員が働きやすい環境づくりとは、職員の笑顔づくりです。職員の笑顔が今より

もっと増える職場環境をお願いいたします。職員の笑顔が増えれば町民の笑顔も必ず増えます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本研一）

これで寺野議員の一般質問を終了といたします。

続いて、11番、前田せつよ議員、どうぞ。

○11番（前田せつよ）

皆様こんにちは。11番議員、前田せつよでございます。通告に従いまして、次のように質問をさせていただきます。

奨学金返還支援制度（全額支給）の導入を。

学びたい人が、経済的な理由等により進学を諦めることがないように支援することは、「教育のまち、開成」として大いに取り組むべきであり、「奨学金返還支援制度（全額支給）」の施策は、地方創生や若者の負担軽減等にもつながる有効な手だてであると考えます。

町民からは、奨学金の月々の返済は大変な負担であると切実なお声を聞いておるところでございます。

平成27年からは奨学金制度を利用者の負担軽減として、自治体が返還を肩代わりする支援制度が実施され、令和2年6月には、さらに制度の拡充が図られ、市町村においては、基金の設置が不要となるなど、国からの助成金も含め、支援体制も拡大しております。

令和4年6月現在では、全国615市町村が本制度を導入しております。

例えば、町に一定期間の定住をし、県内に就職するなど緩和した条件でも対象者が要件を満たせば、奨学金返済を自治体等が全額肩代わりできるなど、各自自治体それぞれに条件を定めることができるのがこの制度でございます。

そこで奨学金の返還に苦慮している若者の負担を軽減するとともに、地方創生の観点から、若者が地方に定着することを促す制度であるため、本開成町でも奨学金返還支援制度を実施することが必要と考え、町長の所見を伺います。

以上でございます。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

町長の所見をということではありますが、制度を扱っているのは教育委員会でございますので私から答弁をさせていただきます。

それでは、前田議員の御質問にお答えいたします。

国の奨学金事業は、経済的理由により、就学に困難がある優れた学生などに対し、教育の機会均等及び人材育成の観点から、経済的支援を行う重要な教育政策であると認識しています。

奨学金事業は、現行、独立行政法人日本学生支援機構において実施されており、当初、無利子の貸与型奨学金としてスタートし、学生数の増加や利用者数の増加に伴い、規模が拡大され、令和4年度の実績では、全学生の31%が奨学金制度を利用しております。

奨学金制度における返還負担の軽減策も、これまで様々な取組がなされており、平成29年度からは、経済的困難により進学を断念することがないように、給付型奨学金事業の導入や無利子奨学金の拡充、所得連動返還方式の導入等が行われました。

また令和2年度には、授業料や入学金の免除、または減額及び給付型奨学金の大幅拡充を行う、高等教育修学支援新制度が実施されております。

さらに、文部科学省では、教育未来創造会議第一次提言及び骨太の方針を受け、授業料減免等の中間層への拡大、大学院の授業料後払い制度の創設、貸与型奨学金における減額返還制度の見直しについて、安心して子どもを産み育てられるための新たな奨学金制度の改正が、令和6年度から予定されているところです。

一方で、開成町の育英奨学金制度につきましては、当町に居住し、高等学校に在学する方を対象に、経済的理由により、高等学校家庭の就学困難な方に対して、無利子、無利息で奨学金の貸与を行う事業となっております。

現在の奨学金の利用状況は、平成24年度以降の利用実績はなく、現行の利用者は奨学金を返還されている5人となっております。

当町の奨学金制度は、大学等の進学を対象としていないため、町内在住者の大学等への進学に関する奨学金の利用や、返金の状況、ニーズ等の詳細は把握しておりません。しかしながら、国や県による高校無償化等の修学支援環境の充実が進む中で、実態として、町の育英奨学金制度の利用実績はありませんので、状況に応じて、現行制度の条件下において、貸付けの対象を大学等の就学まで拡大することについては、必要性等を十分に調査研究した上で、今後の対応を検討してまいります。

なお、奨学金返還支援制度は、第2期開成町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標、住みたい、住み続けたい、訪れたいと思える町を創造するにおける取組の1つである、町内で働く若者の定住の観点から、今後において、検討することも考えられますが、現時点で町独自の制度を構築する考えはございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

11番、前田せつよでございます。一定の答弁をいただきましたので、再質問へと移らせていただきます。

奨学金と申しますと、先ほど教育長答弁にもございましたように、現行では、独立行政法人日本学生支援機構と、JASSOという形で短縮している形だと、そう呼ばれておるようでもございます。

普通、奨学金等申しますと、奨学金は、返済することというのが、一般的な認識

であろうと思いますが、今回私が提案させていただきます。奨学金返還支援制度は、返済の必要なく、町と国またはそこに企業も加わるなどして、全額肩代わりをするものでございます。

通告で申し述べましたように、全額肩代わりするこの制度は、国からの助成金を使って、それぞれの市や町が、条件を本当に自由に考えて、支援を受けたい住民に提供する政策の導入となりますが、詳しくこの本町の御見解を伺ってまいりたいと思います。

その前に若干私が最近町民の方からお声をいただいたことですか、自身が半年前に奨学金に関しましてのびっくりするような記事を目にしたことも1例ずつ、ここで御紹介をさせていただきます。

半年くらい前になりますが、奨学金の返済について、想像以上に水面下で悩んでいる人が多いことを実感した記事を目にいたしました。本年6月18日、ある新聞の朝刊の一面の報道によりますと、自殺者の動機の中に、初めて奨学金の返済苦が加わったというものでございました。2022年、令和4年のこの調査によりますと、10人の自殺者であったと。しかし、これは本当に氷山の一角で、実際はさらに多いのではないかというような文脈が続いておりました。

また、先ほどお話ししました町民の方の1つのお声の御紹介でございますが、この奨学金の返済をする関係で、何人かの町民の方にお話を伺ったんですが、そのお母様のお話でございます。

うちは、中間層と言われる家だと思えますが、前田さん、と言いながらお話が始まりましたけれども、奨学金を借りて、2人の娘を大学まで出しましたと。予備校に通わせたり、県立高校に行き、塾代だけで車を買うくらいの費用は優にかかりましたと。上の娘は30代ですが、結婚して、もう出産しましたが、手放して喜んではいられず、奨学金の返済が滞ってしまい、今はひとまず親の私どもが代わりに払っていますと。また、その様子を下の娘も見ておりますというお話でした。

また、その帰り際に、そのお母さんが、実は嫁いだ娘の友達のお嬢さんは、今結婚話が出ているのだけれども、うちの子と同じで、奨学金の返済の最中だったために相手の彼の親御さんから、奨学金は借金ですよと。借金があるうちは、お宅の子をうちの息子と結婚させるわけにはいきませんと、こういうお話を、たったお一方のお宅に伺っただけで、大変重いお話を聞いて帰ってきたわけでございます。

そしてもう1つ、先ほど、通告の中で、多くの自治体がこの奨学金の全額支給の返還支援制度を取り入れているということで、今、36都府県、615市町村がこの政策をやっておるところだそうです。

一例だけ御紹介します。高知県の佐川町というところですよ。これは皆様もNHKの朝ドラを御覧になった方は、最近の朝ドラの「らんまん」のモデルの牧野博士のふるさとだそうですよ。令和4年から10年以上定住する意思のある人ということをや要件として、1年間この制度を取り入れたそうです。

支援額は、月々2万円で24万円を上限として、8年間、計192万の返済支援

を実施して、10名分の予算を令和4年度から組み込んだんですけれども、募集者が大変に多かったので、補正予算でさらに10名を追加して、結果23名の若者が新たに住むことになったそうです。

そして、この8月、その佐川町の町会議員の方にお電話をしたところ、8月現在34名が、この支援を受けて若者が本町に移り住んでいただいていますというお話でした。

さて、開成町でございます。今は人口が増えておりますが、この人口動態が、いつ下降線となるのかと。それは人口推計云々にもよりますけれども、現在この時点で、やはり若者が定住をするという政策をぶつけることは大変に重要なことだと思います。

例えば、開成町でも、3年とか4年以上住む、そして町の三重大行事に協力するか、自治会行事に協力するというような、そういう条件として、町と国からの補助金を使って、この支援制度を行い、奨学金の全額肩代わりをするというような、そういう制度の構築を持って見たらどうかということが、私の最初の再質問の1問目でございます。御答弁願います。

○議長（山本研一）

参事兼企画政策課長。

○参事兼企画政策課長（田中栄之）

それでは地方創生という言葉もございましたので、私からお答えをさせていただきたいと思います。

議員のお話しされていますのは、国からは奨学金を活用した若者の地方定着促進と、こういう言葉がよく出てまいります。この制度の実は背景というのは、すごく簡単に一言で片づけますと、いわゆる奨学金を使って、若者に地方に住んでいただく、住んで働いていただきましょうと、こういうことのようにございます。

先ほど、教育長答弁にもございましたように、開成町においては、若者の定着というのは、まち・ひと・しごと総合戦略の中でも一定の戦略をもちまして展開をしております。お答えをさせていただきましたように、今すぐ、直ちにいわゆる奨学金というツールを使って、若者を集めていくと、極端にそういう政策を打つということは考えてございません。

以上です。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

私からも自らの考えを述べさせていただければと思います。

まず基本的に、税金を使った財政支援の在り方については、日常生活の営みが困難な方というのが、まずもって優先されるべきという持論があります。そしてかつ税の使い方の平等性というのも当然重視しなければならないと基本的に考えております。

そして今、大学の奨学金に関することですが、一部例として、御提示いただいたのは、既に御利用になっていて、今現在生活に若干厳しい状況におありという例を示していただきましたけども、一方で、高校生に対して、これから入学する人に対してということが併せて御意見としてはあるのかと思うんですけども、私自身は大学は義務教育ではない点、そして、税の平等性というところにも関わってくるかと思うんですけども、やはり義務教育というところが優先されるべきものかなと認識しております。もちろん、例えば子育てにおいて一番お金を使うのは大学進学、もしくは大学在学中であるということも承知しておりますので、その制度の、制度と申しますか、支援することを意義自体を否定するものではありませんが、限られた財源を、子育て支援という分野で使うに当たっては、大学というものは、その他義務教育課程には若干劣後するものと考えております。加えて、貧困の連鎖というものを断ち切らなければいけないという思いは強く持っております。その視点では、どの年代の何に使えば一番有効かというのは、これは多分議論が尽きないところではあると思いますけれども、例えばアメリカになっちゃうんですけども、その経済的な効果という意味では、未就学児に資金を投入する。税金を使うことが、あくまで数字上は効果があるという研究結果もあったり、もちろんそれぞれ皆さんお考えは違うと思うんですけども、それらも総合的に考えまして、現在は大学の奨学金という制度を新たに設けるとい、町独自で設けるとい、考えは持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

前田でございます。今、参事及び町長から御答弁いただきました。

町長おっしゃったように貧困の連鎖の部分、どこに町民からいただいた貴重なお金をつぎ込むかというのは、本当になかなかみ合わない部分もあろうかとは思いますが、その貧困の連鎖の断ち切り、それから義務教育課程の云々という部分でも、町長のおっしゃることも重々分かるわけではございますが、先ほど1家庭の事例をお話ししましたが、昨日、おとといと、お三方、町民の方からお声がありました。経済的に困っていて、やはり大学進学は諦めなければならないのですとか、物価高、賃金がなかなか上がらないので、やはり大学の話はもう封印していますとか、3名の方から昨日、おとといとお話がありました。

先ほど私が、事例を1つ御案内した町は、最初は10名をターゲットにして192万円を使ったと、こういう事例でございます。200万円満たない部分ではございますが、町民のニーズがあるということは、私は、この今回これを通告を出したために、思わぬ方からお話をいただいて、やはりこの一般質問はさせていただく意義があるという思いで、今ここに立っております。

ですので、例えば政策そのものの規模を縮小した形でも構わないので、10名を

めどにした形で、この政策の展開というお考えの余地はありますか、おありでないのか。町長に再度御答弁願います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

大学、今のおっしゃったケースでいいますと、大学を諦めたと、御家庭の財政的な理由でというようなことは確かにあろうかと、実際あろうかと思えますし、そのようなニーズがあることは間違いない、確かだと思います。

ただ、一方で、繰り返しですけれども、大学は義務教育ではありませんし、任意のものであります。かつこれあくまで仮の話とお断りしたいんですけれども、その大学に行くこと自体が、あくまで個人の意思でありますし、いろいろな考え方がまずあるということ。例えば、もしこれを支援するのであれば、例えば就労支援とかも、同時に同じ価値といいたいでしょうか、意義といいたいでしょうか、目的といいたいでしょうかというのも同時に語られなければいけないのではないかなと思うところはあります。

あと幾つかあるのですが、例えば大学や、私も大学1つと、大学院2つ行きましたけれども、大学独自で提供してるものも結構あります。あとは企業のほうも、最近のいわゆるCSRといいたいでしょうか、社会貢献の文脈の中でそういった制度を利用しているものもあります。町としてはそういうものを御紹介するとか、あとは今私が力を入れております、企業版ふるさと納税とかの制度を使いまして、そういった取組に共感いただける企業のお金を使わせていただいて、町民の皆様のそういった進学であったり、奨学金返済に困っている方に充てていただくというのは、一考の余地があるかなとは思っております。

向こう10年というのは、前田議員の趣旨としますと、恐らく例えば人口が減り始めたら、減ったらという想定をされてらっしゃるのかなと思うんですけれども、本件に限らず、開成町は本当先人の皆様の御尽力と英断によりまして人口が幸い増えております。民間企業の皆さんの答申をいただいたこともとてもありがたいことと思っております。いろいろな政策のカードがあると思うんですけれども、税の平等性という視点とまた違った観点で、できるだけ有効に、いつ何に使うかという意味では、少なくとも今は、例えば移住政策、定住政策にこのような制度を用いるカードを切る側面に開成町はないと思います。

10年後はどうだと言われますと、一生懸命人口が減らないように頑張っていくとしか申し上げられないんですけれども、仮に何かしらいろいろな天災やら、不幸があつて、開成町だけということもないのでしょうか、そういった厳しい状況になった場合には、これらを含めて様々な移住、定住策、ちょっと話長くて申し訳ないんですけれども、そもそも人口は、今は税収確保等のために増えた方がいいと思うんですけれども、国全体が減り始めていて、縮小均衡というか、まずは人口が減ることが駄目なのかとか、そういう議論から実はしていきたいと思うんですけれども、それはそのときに改めてこの制度を含めて考えればいいのかと思っております。長

くなりました。

以上です。

○議長（山本研一）

1 番、前田議員。

○11 番（前田せつよ）

ただいま町長からも答弁いただいた、この制度を考えるときには、就労支援も掲げられていかなければいけないと思うというようなお話も頂戴いたしました。企業のお話も出たところで、企業に対して、ぜひ、この企業も奨学金の肩代わりをする返還支援の制度が各地で広がっている状況にございますので、ぜひ町長を御自らこの町内の企業はもとより県西部の企業のほうに、この企業さんのお力添えで大学に本当に十分教育を受けたい方がいけるような、そういう政策展開のための御融資をお願いしたいというような働きかけをぜひお願いをしたいと思います。

今までその企業が返済をする多くの企業は、奨学金を受けていた社員の給与に上乘せをする方法しかございませんでしたが、今般この制度の設立によりまして、その分の所得税が生じていたのですが、しかしこの返還支援制度を使うことによって、社員の課税額を減らすことができ、企業も損金算入できるために、法人税を減らせると、社員と企業の双方にとって、大変有益な制度であるということで、現状がございました。

このために、2021年4月から始まったこの制度、当時は企業が、始まって4か月後に119社が国内でこの返還支援制度に取り組んだのですが、今年の10月には10倍を超える1,295社が、この返還支援制度に乗り出しているという状況下もございますので、ぜひ町長のネットワークが大変軽い中で、このようなお話をぜひ企業のほうに持って行っていただいて、御尽力をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

企業といった場合に、本件に関しては2つあるかと、改めて整理させていただきますと、今、議員がおっしゃったような、それは人材確保という目的もあろうかと思うんですけども、企業が奨学金、例えば何年働いたら補助しますというふうな、そういった財政的な支援というものや、あとは社会貢献として企業が、その財団とかを組んで、特に日本、海外のほうでそういったのは多いと思うんですけども、そういった企業の社会貢献という制度と、あともう1つは、先ほども申し上げましたように、企業版ふるさと納税です。実際、今も鋭意営業中でございます。そして、明日の補正予算等でも、そこを触れさせていただく機会があるかと思うんですけども、1つは町として、こういった事業に御賛同いただけませんか、いただけたら、ぜひ御寄付をと。

私の考え方としますと、そのまちづくりのパートナーとして企業さんのお力を借

りると。企業さんも地域社会貢献という意味で取り組む意義があると。それによって、支援させていただく側からも含めれば、三方よしということになるろうかと思うんですけども、もしくは企業から、こういった使い道だったらいいよと、そういうことも十分あるかと思いますので、まさに1社1社、我々のいろいろな希望と先方さんの御意向を踏まえて、企業版ふるさと納税というのは実現していくのだと思います。

その意味で、例えば奨学金返済を支援しますということ賛同していただける企業がもしあれば、もちろんそれはそのような形で御寄付をいただいて、そのような目的で使用するという可能性は十分あると思いますが、今現在、庁舎内各課でどのようなメニューがいいのかとか、実際お邪魔した際に、このようだったら考えられるとか、申し上げますけども、少なくともそんな簡単にはできません。やはり3回、4回行って、1年、2年かけてというのは私の中での常識的な時間軸と努力と結果というふうな時間軸かなとは認識しておりますので、地道にそのような活動を展開しながら、社会的な課題の解決に企業さんの力をまちづくりのパートナーとしていただいくという活動は今後も引き続き一生懸命取り組んでいきます。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

今、様々な角度から、また企業のありようにつきましても整理した形で御答弁いただいたわけでございます。

最初の教育長からの御答弁の中に、奨学金返還支援制度は、第2期開成町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標、住みたい・住み続けたい・訪れたいと思える町を創造する、における取組の1つである町内で働く若者の定住の観点から、検討の余地はあるがというお言葉を、第一答弁でいただいたわけでございます。

まさしく今、町長がおっしゃっていただいた中で、しっかり多方面にわたる視点から企業とタッグを組んだ形で、教育を受けたい、学びたいという方が、やはり教育のまち開成としては漏れることなく、しっかりとすくい取っていただく施策展開をお願いしたいと思います。

そして最初の御答弁をいただいた中で、現況の開成町の奨学金の支援制度についても答弁がございました。当町の育英奨学金制度は、開成町に居住し、高等学校に在学する方を対象に、経済的理由により高等学校家庭の就学困難な方に、無利息で貸付けを行っているというところでございますが、12年前からは新規の利用がない状況にあるという御答弁でございました。

しかしながら、今現在5人の方が、しっかりと返済という形で関わってくださるということでございますが、この現況の奨学金制度について、現状どのような検証をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。今までの変遷も含めた中で、現在の御見解を伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

それではお答えをさせていただきます。現制度の検証ということでございますが、今、議員からも御案内ございましたとおり、今、返済をされている方が5人ということが利用をされている方というような実態でございます。

そのうちお三方も、令和7年度には、もう償還がお済みになるというような状況でございますので、今後、育英奨学金の在り方というものは、我々としても調査研究していかなくてはいけないというような認識はございます。

ただ、これまでこの制度が高校就学に当たって、様々な御利用いただいた方々に役立った制度だったということは、我々としても認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

最初の御答弁の中に、町の現行制度は、大学等の進学を対象としていないため、町内在住者の大学等への進学に対する奨学金の利用返還状況はニーズ等々は、現状を掌握していないという御答弁をいただきました。

様々振り返って、本当に町民の方が本当助かったというような、手応えがあったという御答弁ではあります。この12年間利用がない段階の中で、なぜに大学、専門学校というものを対象としていこうではないかというような議論がその場では出なかったものなのか。このまま2010年から授業料の保護者負担を軽減する高等学校等の修学支援金の制度なんかもできたということも重々分かるわけですが、翻って、なぜ大学、専門学校を対象を広げるといふような、この制度の見直しというところに立ち返るといふような御議論が今まであったか、なかったか、御質問いたします。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをさせていただきます。正直、私も、なぜかと聞かれば、ちょっと分かりかねるところがございますが、基本的に、教育長答弁で申し上げたとおり、我々大学進学について、様々なデータを承知していないというような状況がございます。これまでなぜ出なかったということにつきましては、我々としてその必要性というものを把握するタイミングがなかったとということに尽きるかなと思っております。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

それでは今後の展望について、もう一言、御見解をいただけたらと存じます。

○議長（山本研一）

参事兼学校教育課長。

○参事兼学校教育課長（岩本浩二）

お答えをいたします。先ほど町長から御答弁いただいたとおりということが答えになりますが、教育長答弁で申し上げたとおり、必要性に応じて、調査研究しながら、必要に応じて、今後の制度のあり方というものは考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

必要性に応じてというような御答弁をいただきました。今回、私がこの質問をさせていただいた経緯というものを捉えまして、きっとこれを契機にいろいろ調査研究をしていただけると御期待を申し上げたいと思うところでございます。

最近の町の広報誌の中に、まちづくり町民ワークショップということで、開成町の10年後とありたい姿ということで、今度ワークショップをやるよというようなチラシが入ってきたわけでございます。その中で、教育というものを私は今回教育を受けたい、学びたいという人に、しっかりと教育が届く、そういうまちづくりをしてほしいという思いで、今回一般質問に立ってございます。その点も含めて、また今、教育部局から、今後の現存の奨学金制度の件についても研究を重ねるという答弁をいただきましたが、この2点を踏まえまして、町長からも御見解を頂戴したいと思っております。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

失礼しました。国としても、大学、例えば無償化であったり、そういったことが一部で議論されていることは承知しておりますし、基本的な考え方からすると、国民負担がどうなるか分かりませんが、平等にということか、学ぶ機会を失わないようにという趣旨があろうかとは思いますが。

しかし、これは教育論といいたいまいしょうか、大学の位置づけとか、それぞれ考え方もいろいろあろうかと思っております。あくまで私個人的な考えといたしましては、先ほども申し上げましたけれども、必ずしも大学に行くことが、とてもこの言葉、表現に気をつけなくちゃいけないと思うんですけども、いい悪いと表現が使えるとすれば、よいのか悪いのかとか、そういう議論は尽きないと思っておりますし、後は税の、先ほど私は平等性と表現を使いましたが、公平性ですかね、より厳密に言いますと。より公平に使用するために、そこに税金、しかも国にしても、町にしても財政には非常に厳しい状況下で使うべきかどうかというところには、なかなか賛同しかねる

ところは現時点ではあります。

○議長（山本研一）

11番、前田議員。

○11番（前田せつよ）

教育につきましては、再三申し上げるように、その考え方というものは、それぞれ現状では、町長、教育長と私の中では、乖離の部分があるということが、この議論の中で分かりました。

ただ、現在国内で615市町村が、大学に行きたい人のために、そういう支援制度を展開している事実があるということも、しっかり見据えていただきたいと思います。

今後の町の財政を円満に進めるためにも、住民の皆様が今後も住み続けていただくことが大変に重要であると考えます。

若い人が町外に転出しない政策を町として、今から考えておく。その政策にこの度の奨学金返還支援制度、全額支給の導入は私は有効と考え、本日、一般質問をさせていただきます。

「教育のまち開成」というこの言葉が、しっかりと文字どおりの町で、「教育のまち開成」でありますように、学びたい人が経済的な理由などにより進学を諦めることがないような行政運営、教育運営、また町の調整運営に図っていただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山本研一）

これで前田議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。

再開を15時25分といたします。

午後3時09分

○議長（山本研一）

再開いたします。

午後3時25分

○議長（山本研一）

引き続き一般質問を行います。

4番、井上慎司議員、どうぞ。

○4番（井上慎司）

4番、井上慎司です。通告に従いまして、1つの項目を質問させていただきます。

本町の「こども家庭センター」と子ども政策の今後について問う。

これまで、子ども家庭総合支援拠点が児童福祉と母子保健を一元化し、妊産婦から子育てまで子どもを中心に包括的に支援してきたが、次年度の動きとして、こども家庭センターの開設があります。本町において、こども家庭センターの設置に伴う組織体制や、今後必要とされる児童福祉や子どもの権利擁護の取組について、以下の項目を伺います。

1、こども家庭センターの設置に伴い、その具体的な業務とセンター長をはじめとする人材配置をどのように考えているか。

2、子ども基本法の問題点であり、これまで国が実現できていない子ども施策と教育の一元化に向けた取組を進める考えは。

3、子どもの権利擁護の取組として、職員へのこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を進める考えは。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

それでは、井上慎司議員の御質問にお答えいたします。

1つ目の御質問、こども家庭センターの設置に伴い、その具体的な業務とセンター長をはじめとする人材配置をどのように考えているか、についてお答えいたします。

令和4年度の児童福祉法の一部改正により、市町村は、子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされました。

平成28年度の同法の改正は、児童虐待防止を目的としたもので、開成町では、母子保健と児童福祉の連携がより密接に取れる組織体制を組むことが望ましいという考えから、令和2年度の新庁舎での業務開始に合わせ、母子保健を担う健康づくり班と、児童福祉を担う子ども育成班を、子育て健康課に置き、業務を開始しております。

組織体制としては、平成29年4月に母子保健に妊娠期から子育て期の相談調整を行う子育て世代包括支援センターを、令和4年4月に児童福祉の観点から支援調整を行う子ども家庭総合支援拠点を設置しました。

こども家庭センターに関しては、令和6年4月1日の開設を目指して、人材確保や組織体制の準備を進めておるところであります。

なお、こども家庭センターには既に設置している、子育て世代包括支援センターと、子ども家庭総合支援拠点の従来業務に加え、地域資源の開拓、地域子育て相談機関との連携、地域子育て相談機関の整備などが新たに加えられました。

また、要保護児童対策地域協議会の要保護児童対策調整機能についても引き続き併せて行うことが推奨されていることから、こども家庭センターに、この要保護児童対策地域協議の調整機能を位置づける考えです。

こども家庭センターには、組織全体のマネジメントができる責任者としてセンター長を1名、母子保健及び児童福祉双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を1か所あたり1名配置することが要件となっております。

現在、こども家庭センターの位置づけを含め、人材配置の詳細等については、組織全体の機構改革と併せて検討中であります。

2つ目のこども基本法の問題点であり、これまで国が実現できていない子ども施策と、教育の一元化に向けた取組を進める考えは、についてお答えいたします。

教育と保健福祉の政策の一元化について、現段階では考えておりません。教育現場で起きている課題については、この背景に、子どもの権利が侵されていないかどうかという視点に立って、こども家庭センター開設後も引き続き、教育委員会としっかりと連携をしております。

課題の整理をする中で、必要に応じて相談機能や専門職種の配置などの体制についても検討しております。

続いて3つ目の御質問、子どもの権利擁護の取組として、職員へのこども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を進める考えは、についてお答えいたします。

こども家庭ソーシャルワーカーとは、令和6年度から新たな公的資格として創設されるもので、児童相談所や市区町村こども家庭センターにおける相談支援の質の向上を図る観点から、児童福祉司の任用要件の1つとして位置づけられます。

子ども家庭福祉の現場において、ソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を育成するために、一定の実務経験を有する有資格者や現任者が国の基準を満たす認定機関における研修等を経て取得する認定資格であります。

今後、国や県から詳細が示される研修方法等を確認した上で、その資格取得に関する方針を検討してまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

町長より一定の御答弁をいただきましたので、順次再質問をさせていただきます。

こども基本法に準じた政策の基本方針を定めるこども大綱ですが、国では年内に定めると申されておりましたので、この一般質問を行う頃にはこども大綱が施行されているものとばかり思っておりましたが、こども大綱はいまだ閣議決定がされていない状態で、つい先日、確か12月1日だったと思いますが、有識者らの審議会から、ようやく政府に答申が出されたようです。

こども大綱が策定されていない状況ではあるものの、来年4月のこども家庭センター設置に向けて、開成町としては着実に準備を進めていることと思っておりますので、現時点でお答えできる範囲で町としての方向性や考えを伺いたいと思っております。

私はこれまで、子どもの権利擁護について、二度を質問していて今回三度目になるんですが、これまでこども基本法や、こども家庭庁そのものの設立などに関わっていて、国の方向性が分からないのでその様子を注視しながら検討していきたいという言葉で随分濁されてきたところがあって、今回はこども大綱の中間整理で6つの基本方針も明示されていますので、できれば国の動向を注視したいなどの言葉を

濁さずに、端的に御答弁いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

まずは、こども家庭センターの設置に伴い、その具体的な業務とセンター長をはじめとする人材配置をどのように考えているか、について再質問いたします。

令和4年度の事務事業評価において、子ども家庭総合支援拠点の運営について、達成度、妥当性、有効性は5段階評価のうち5だったのに対し、効率性だけが評価が3でした。効率性だけが評価が低かったことに関して、これは単純に人員不足に起因したものでしょうか、伺います。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

議員おっしゃられている評価というところ、再度確認させていただいてよろしいでしょうか。内容、どの評価の部分においてというところをもう一度よろしいでしょうか。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

町のホームページにも記されている事業評価のほうです。事務事業評価です。そちらの項目で質問しております。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

事業評価ということで、こども家庭センター、こども家庭総合支援拠点、令和4年度の4月から開成町で設置いたしまして、専門職種、こども家庭相談員等を配置いたしまして動き出しておりますけれども、まだ具体的な、体制、人材がしっかりと体制として確保できていない、職員が育児休暇等に入って、相談員等がフルで一度できていないというところにおいて、井上議員おっしゃるとおり人材不足というところで、相談員機能調整、少しフルで、体制的にも1年目というところで、まだ完全ではないかなと。まだ充実させるところはあるというところにおいて、評価としてはそのような形です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

今後のこども家庭センターの設置において、まずはこの子ども家庭総合支援拠点が1年間運用してきた中での人材配置が適正だったかどうかというところが、今後のこども家庭センターでの人材配置のまず基準になるのかなと思ってお伺いいたしました。

この1年間、人材不足が否めないというところだったので、ちょっとこの辺は今後しっかり動向見ていきたいと思っているところです。

開成町では平成29年4月に子育て世代包括支援センターを、また令和4年4月子ども家庭総合支援拠点を開設し、来年令和6年4月1日にはこども家庭センターの開設に向けて現在準備を進めているとのことですが、次年度開設予定のこども家庭センターは、子育て健康課の中に設置を予定されているのでしょうか、伺います。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

それでは私からお答えさせていただきます。町長答弁でもございましたが、来年の4月を目途に、組織を全般的に見直し作業を今進めておるわけですが、今現在の担当課もそこはどうかという形もあるのですけれども、基本的には議員がおっしゃったとおりにいくのかなと思ってございます。

というのは、今、子育て健康課の中に、先ほど議員もおっしゃられた2つのセンターと拠点という部分がもうできてございますので、御案内のとおり、家庭センター自体は、両方が合体したような、ただ言われているとおり、センター長と統括の支援員は、置きなさいよというような、今のところ出ているので、ただ、国の指針的には、例えば子育て健康課長とか、センター長を兼ねても構わないし、センター長とその統括支援員というのが、それを2つ兼ねても、機能すれば構わないよという部分がお示しをされてますが、市町村からのQ&A、国に対しての中では、国も、その市町村の規模だとか、あるいはその地域の特性とかによって、こういった職種の人が必要であるとか、何人そろえたほうがいだろうというのは、検討中だというような、今状況は出ているかと思いますので、その辺の見た中で詳細は決めていきたいなと考えてございます。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

今の副町長御答弁の中で、こども家庭センターのセンター長を課長が兼務しても可能だという御答弁だったかと思いますが、実際このこども家庭センターの組織全体のマネジメントができる責任者であるセンター長1名、母子保健及び児童福祉双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を1か所あたり1名配置することが要件となっているということで、新たに開成町に設置されるこども家庭センターでは、この2名の専門性の高い職員を新規採用するのではなく、現状の職員の中での配置ということで考えているようなイメージでよろしいのでしょうか。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

すみません。言葉足らずで申し訳ないんですけども、そうするという意味で、回答させていただいたのではなくて、国からは、要は市町村の規模によって、5万

人以下の市町村等であれば、そういうことも可能であるよということが示されているというだけであって、その辺のところも考えながら決めていきたいという、そういう意味でございます。必ずそうするという意味ではございません。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

すみません。断定的に受け取らないように気をつけます。

私の考えとしては、外部からのスーパーバイザーのような方がセンター長を担うよりも、現体制の延長線上の中でこども家庭センターの人員配置をしていただきたいと思っております。それも既存の利用者さんの安心感にもつながることだと思いますし、またこの後の質問でも触れますが、現在日々の実務を担っている職員さんに、こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を積極的に町で進めていっていただきたいなという思いもあります。妊産婦さんにとっても、子どもたちにとっても、より一層頼れる組織づくりを進めていっていただきたいと思っております。

答弁の中で、こども家庭センターの位置づけは組織全体の機構改革と併せて検討中であるとのことですが、こども基本法やこども大綱の指針、またあるいはこども家庭センターが今後設置されることにより、子ども施策の一本化、子ども課などの新しい課をつくるような、そういった機構改革を考えては今現在おられるでしょうか。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

お答えいたします。大変お答えにくいというか、考えているといえはいるし、いないという言い方はまずいかと思うんですけども、ただここでそういう形で設置しますとかっていう断言は、どういうことかとか、公務員的理屈で申し訳ないんですけど、課の設置とかというと、課の設置条例とかの関係もございますので、そういったところで同時にお示しするのがいいのかなとも考えてますけども、基本的には前向きにというか、議員がおっしゃられたような形の中で、進めてはいきたいと思っております。現在ちょっとタイミングがというか、練っている最中ですので、ちょっとお答えできないです。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

またこの後の教育と児童福祉の一元化については別で質問させていただきますが、あまり難しい部分だということは十分承知しましたので、この後の質問も、気をつけながらしていきたいと思えます。

それで9月の定例会の私の質疑の中で、開成町のこどもに関わるデータ連携を基にした開成町バージョンの子どもを見守るシステムを構築していくとの答弁があり

ましたが、こども家庭センターの具体的な業務として、このこども見守りシステムの進捗があればお示しいただきたいと思います。

これはもし機構改革で子ども課のようなものができなかったとしても、横の連携を密にしていくためには大変重要なものだと思いますので、現在の進捗状況を伺います。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。仮称の開成町こども見守りシステムということで、それぞれの庁舎内にあります、それぞれの目的で使用しております児童手当や小児医療や療育、あと教育の公務の関係等、横軸で子どもという軸でデータ連携をさせていただいて、リスクを早めに可視化して見守り体制を組んでいくという目的で令和6年の4月におおむね動き出せばいいかなということで昨年の9月の補正予算組ませていただいて、今年度もシステム構築進めているところでございます。

今、進捗状況でございますけれども、町のデータを夏頃に吸い上げて必要なデータを抽出して吸い上げた中でどれだけデータがあるのか、そして、どういうリスクをどういう内容から点数化していくのかどうするのかというところを、今、担当、相談担当、実際にケースと関わっている専門職種も入りながら、その検証を進めているところでございます。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

現状は集めたデータを基に、システムを動かす一歩手前の検証段階にあるということでしょうか。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

システム自体はまだでき上がっておりませんので、本当にこれでリスクがしっかりと見えてくるのかという検証段階でございます。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

データ連携の現状については理解いたしました。

続きまして2つ目の質問の、子ども施策と教育の一元化に向けた取組を進める考えは、について再質問させていただきます。

先ほどの質問と多少かぶるようなところもあるかと思っておりますので、お答えできる

範囲で構いませんので、よろしくお願いたしますこども家庭庁の発足に端を發して、子ども政策に関わる部署を地方自治体においても一元化する自治体が出てきています。

子育てや福祉、教育などそれぞれ個別に進めていた支援策の連携を深め、縦割りで分散していたデータを有効活用したり、当事者の子ども自身の声を取り入れたりして、課題の早期把握、解決を目指すことが大きな目的だと思っております。これは今まさに進めているデータ連携がこれに当たるのかなと思うところであります。

開成町では、教育と保健福祉の施策の一元化について、現段階では考えていないとの御答弁でしたが、一元化をしないとしても、こども基本法やこども大綱などの国の子ども政策の動きを踏まえ、子どもに関する政策を横断的に検討できる新たな仕組みや、プロジェクトチーム、あるいは子ども課のような、一元化した機構改革のようなものが必要ではないかと思っております。こういった機構改革に関わることなので、町長御自身のお考えがあればぜひお聞かせください。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

それは趣旨といいたいでしょうか、考え方としては、もちろん理解もしますし、そこは前向きにうなずけるようなところ、要するにいろいろな重複している部分であったり、データ連携だったり、そこが組織的にも1つであることによるメリットというのも当然あるかとは思いますが。

しかし現実的に、歴史的にも、この教育という分野、教育委員会というものは、近年では総合教育会議等で、組織横断的な会議であったり、意見交換の物理的な場であったり等が発足したり、増えてはおりますし、あとは適宜実際の業務において、コミュニケーション取りながら、連携を図ってはいるものの、やはりまだまだこれまでの蓄積されたといいたいでしょうか、培われたノウハウや文化というものは、やはり固有のものというのが、今現在事実かなと思っております。よって、例えば東京都とか、先進的もしくは非常に大きい組織の中で、試行的も含めて、こういった取組がされているものと一部は承知はしておるのですけれども、我々開成町といたしましては、将来的な課題としてはもちろん認識しておりますが、組織を例えば近い将来見直していくというような心づもりは現時点ではありません。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

実際、教育と児童福祉を一元化している自治体いろいろなニュースを見ていると、なかなかその教育委員会の壁が厚いというのは実質でいろいろ見ているところではあります。教育委員会という言葉も出たところで、教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（山本研一）

教育長。

○教育長（井上義文）

ただいまの御質問にお答えします。開成町の場合、というちょっと限定的な表現をさせていただきたいのですが、非常に連携は密に行われていると思っています。

しょっちゅう指導主事と保健師さんは電話連絡等々で連携を取っていますし、ミーティング、合同のミーティングも行うことも多いです、そういう意味では、軽い一元化、ちょっと言葉の表現、誤解を招かないような伝え方をしなければいけないのですが、かなり規模的に、面積が狭いおかげ、あるいは学校間が近いおかげ等々も含めて、非常に今連携としてはできているかなと思っていますので、新たな組織云々というよりも、今の良好な関係を今後も続けたいし、深めたいとは思っているところです。

以上です。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

これまでに良好な関係性が築けて、横の連携がしっかりできているということで、またこれがデータ連携がしっかり機能していくことにより、そこがもっと濃密になっていくのかなということで、承知はいたしました。

こういった中でこの連携を取っていく中で、この令和4年度に行った6課8班にまたがるこどもに関するデータ連携、これを基に横のつながりをさらに深めていくということなのですが、こども家庭支援員さんが学校の中に入って行って、さらにそのやり取りに介入していただとか、そういったことは今後考えられるのでしょうか。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。現在も要保護児童、本当に安全を守らなくてはならない要保護児童、要支援家庭につきましては、個人情報のはずをとっばらって、本当に子どもの人権、安全を守るという視点において、現在も学校現場等と連携しながら、見守り支援を行っているところですが、今後こども家庭センターになって、体制が母子保健、児童福祉、そして学校現場で起こっている子どもたちの状況の必要に応じて連携は、そこは引き続き、またさらに連携を取っていく考えで、担当課としてはおります。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

これからも、今まで以上の横の連携をしっかりとやっていただきたいなと思うんですが、ここでもやはり児童福祉の専門家として横断的に対応できる、こども

家庭ソーシャルワーカーの存在というものがポイントになってくるのではないのかなと思っております。

そこで最後の質問、子どもの権利擁護の取組として、職員への子ども家庭ソーシャルワーカーの資格取得を進める考えはついて再質問させていただきます。

子ども家庭センターには、要保護児童対策地域協議会の地域協議の調整機能を位置づけるとなっています。

子ども家庭センターが開設されると、これまで以上に児童相談所の第一窓口のような業務もこなしていくようになるのではないのかなということが予測されます。そうなればよりスキルアップした職員配置が必要になると考えております。

現在子ども家庭ソーシャルワーカーの資格取得の対象となる現在のこの開成町役場の職員さんは何名おられるでしょうか。

○議長（山本研一）

副町長。

○副町長（石井 護）

担当課長のほうで何名というのは掌握はしてないと思う。私もしていないのですが、基本的に今出されているのが、答弁でも書いたかなと思うのですが、ソーシャルワーカーの制度資格的には、来年の4月からという形で、ただ、来年の4月からまだ一応民間資格という形の中で、それぞれ取れるパターンがございまして、うちの町で言えば、保健師の資格を持った、後は社会福祉士ですとか、一定の経験年数を、それぞれ職種によって違うようですけども、持って、それで講習を受けて、試験を受けて、合格すればその資格だということです。保健師はかなりの数はいるので、そういう意味で1人、2人とかという数字ではないです。

ちなみにその資格をとというのは、確かにないよりあったほうが私もいいと思えますけども、状況的に今言ったように民間資格で、国としては2年後ですか、2026年ぐらい目途に、国家資格に格上げという表現がいいかどうか分からないんですけども、そういう形を目指している。そうするとそこになったとき、また内容がどうなるのかなということもございまして、そういった状況を見た中で判断していきたいとは考えております。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

今、副町長おっしゃられたように今、現在民間資格ですが、国でもいずれは国家資格にしていくということも、もう明言されていますので、もうこの資格というのが今後児童福祉のマストになっていくのかなと思ってるところです。

この職員の子ども家庭ソーシャルワーカーの資格取得に関して、先ほどの町長答弁では、今後国や県から詳細が示されてから検討するということがあったんですが、9月定例会議の私の質疑の中で、担当課長は資格取得に関しては、来年度の予算の中で検討していきたいと答弁されておりました。

まだ国の動向が出ていない中でちょっと先送りするのか、もう次年度予算の中に入れていく方向で今検討されているのか。これは一体どっちなのでしょう。国の方向性なのか、もう次年度でやっていくんだという気持ちがあるのか、ここをちょっとはっきりと答弁いただきたいと思います。

○議長（山本研一）

こども政策担当課長。

○こども政策担当課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。担当課として、担当課長としては、職員にしっかりとその資格を取っていただき、根本を押さえた上で、町の子どもたちの権利をしっかりと守っていくというところで、そうなればいいなという思いはあります。

ただ、現在先ほどの質問の来年度予算というところでございますけれども、今、国が、このこども家庭ソーシャルワーカーの研修をどのような形でやるか、その研修をやる委託事業者を充てて、全市町村にどのくらい、そういう社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等で、受講の時間がその経験値とか、現場をどれだけ踏んでいるか、その資格によって、かなり時間数が変わってくるということで、研修をどういうふうに組んだらいいかの具体的なニーズの調査に入っております。県を通じて調査がやってきている状況でございますので、多くの方がいらっしゃれば、配信による研修というところも考えられたり、ただ実地研修とかいろいろ組まれているようなので、具体的な方法が示された段階で、必要な予算は町の方針と併せて検討してまいりたいと思っております。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

なかなか明言ができない中でも前向きに取り組んでいきたいという町としての方向性は、うっすら感じられるところがありましたので、この質問は以上にいたします。

子どもの権利擁護として、開成町では、あじさいのまち開成自治基本条例の中で、未来の社会の担い手である子どもを大切にするという姿勢を示し、子どもは家庭や学校だけでなく、地域全体でも育まれるべきという視点に立っています。

それ以外にも、開成町では、福祉、子育て、健康、障害の各計画において、どれも子どもに関する個別の取組を記載し、これまで様々な事業を実施してこられました。

しかし再三訴えておりますが、開成町には子どもの権利擁護の包括的な枠組みはありません。子どもの権利条約の中の4つの柱に係る明確な記述もありません。我々大人は常に子どもの権利とは何かというものを考えなければならないと思います。間もなくこども大綱が策定され、国から発表されることと思います。こども大綱でこども基本法の具体的な指針が明確になり、子ども政策が様々に展開されていく中

で、開成町として子どもの権利を明確にした条例が必要だと強く思っております。もうこれは再三私が訴え続けていることでもあります。

6月の定例会議に引き続き、この場で再度伺いますが、子ども政策を取り巻く環境がめまぐるしく展開されていく中で、開成町独自の子どもの権利条例の策定についての考えを改めて町長に伺います。

○議長（山本研一）

町長。

○町長（山神 裕）

井上議員がおっしゃることは本当に重々承知しておりますし、理解させていただくところであります。しかしながら、6月の議会でも、多分申し上げたかとは思いますが、子ども基本法に、基本理念がしっかりとうたわれ、網羅されていることと、それができて、まだ時間的経過も、日も浅いということもありますけれども、結論からしますと、現時点では町として別途独自の条例等を制定する意向はまだございません。

もちろん独自色を示すということはとても大事かと思うのですが、私のいろいろな条例や基本法等を読むに際して、非常に哲学的で、まさに理念的という言葉があるのかあれですが、それぞれの差をどうやって表現するかということも非常に難しいところもあると思いますので、場合によっては、子ども基本法と個別条例の間に、例えばそごのようなものが生まれてしまったり、もしくは独自色自体がちょっとむしろ出にくかったりということも考えられます。

よって現時点では、子ども基本法にうたわれている基本理念がしっかりと、町としての取組事業にしっかりと反映されているか否かということ、反映されるように努めながら、反映されているかどうかを検証しながら、実際の業務で、基本理念をしっかりと反映させていけるように、取り組んでいきたいと考えます。

○議長（山本研一）

4番、井上議員。

○4番（井上慎司）

今後の様々な事業の中ということなのですが、それぞれの計画の中の見直しなどもしていただいて、子どもの権利条約の中の四つの柱がきちんと明記されるような形というところから取り組んでいただきたいなと思っているところであります。

また子どもだけでなく、子どもと若者を1つの枠組みとして捉えた条例についての調査研究を進めるなど、子どもが増えている元気な町だからこそできる独自性というものを打ち出していくような方向で、今後、検討調査、いろいろしていただきたいなと強く願っております。

性の多様性や発達の凸凹、経済的に困窮している家庭やひとり親家庭、あるいは外国にルーツがあるなど、様々な個性や環境、境遇の子どもたちがたくさんいます。そして、とても残念なことに、家庭が安心できる場所ではない、そういったお子さ

んもいられます。この部分は本当に強く訴えたいところです。

こども家庭庁と言われてはいますが、家庭が安心できる場所ではない子どもが潜在的にたくさんいます。そういった中で、ここ何年も日本の10代の死因の上位が自殺になっています。これは先進7か国の中でずっと高い水準になっています。こんなのは日本だけです。そのような社会情勢の中で発足するこども家庭センターは、妊娠や出産、子ども、子育てに関する全般の相談や虐待や貧困、ヤングケアラーなど困難を抱えた子どもに関する相談や、情報連携など多岐にわたる業務を統括し、まさに開成町のこども政策の司令塔となる存在だと思っております。

開成町のこども家庭センターの設置とその中で展開される子どもと若者と子育て世帯へのフォローアップに大いに期待をいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本研一）

これで井上議員の一般質問を終了といたします。

本日の日程は終了いたしましたので、これにて散会します。

お疲れさまでした。

午後4時03分 散会